

行橋市 障がい者福祉長期計画【第3期】

2019年度（令和元年度）～2028年度（令和10年度）

中間見直し版



2025年（令和7年）3月
行橋市

目 次

総 論

第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画策定の背景と目的.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制と過程.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	6
1 行橋市の人口・世帯の状況.....	6
2 行橋市の障がいのある人の状況.....	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	17
1 基本理念.....	17
2 基本目標.....	18
3 計画の体系.....	20

各 論

第1章 思いやりの心が行き交うまちづくり.....	22
施策の柱1 差別解消に向けた障がいへの理解促進.....	22
施策の柱2 地域における社会参加の促進.....	25
施策の柱3 権利擁護の推進.....	28
施策の柱4 共生社会の実現.....	32
第2章 自分らしく暮らすことができるまちづくり.....	35
施策の柱1 生活支援の推進.....	35
施策の柱2 保健・医療の充実.....	43
施策の柱3 療育・教育の充実.....	46
施策の柱4 雇用・就労、経済的自立の支援.....	50
第3章 すべての人の生活が守られるまちづくり.....	54
施策の柱1 生活環境の整備.....	54
施策の柱2 災害対策・防犯対策の推進.....	57
施策の柱3 情報アクセシビリティの推進.....	60
施策の柱4 行政等における配慮の充実.....	63
第4章 計画の推進.....	65

資料編

1	計画策定の経緯.....	68
2	行橋市地域自立支援協議会設置要綱.....	69
3	行橋市障害福祉計画策定委員会 委員名簿.....	71

総論



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

本市では、2009年（平成21年）3月に「行橋市障害者福祉長期計画【第2期】」を策定し、「障がいのある人もない人も夢を持って共に暮らせるまちづくり」の基本理念のもと、関係機関及び各種団体等と連携を図り、福祉のまちづくりを推進してきました。

国においては、2011年（平成23年）に「障害者基本法」の改正を行い、障がい者の定義が見直されるとともに、「障害者権利条約」の合理的配慮の概念が盛り込まれました。

また、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律」を2013年（平成25年）4月に施行し、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました。

このような国の新たな法整備や障がい者施策の動向を踏まえ、本市においても障がいのある人のニーズの多様化や障がい者を取り巻く社会情勢の変化などに適切に対応するため、2014年（平成26年）3月には、「行橋市障害者福祉長期計画【第2期改訂版】」を策定しました。

さらに、「行橋市障害者福祉長期計画【第2期】」の実施計画として、また、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画として、2015年（平成27年）3月に「第4期行橋市障がい福祉計画（2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度））」を策定しました。2016年（平成28年）には「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障がいのある子どもに対する支援の充実が重要であることから、本市においても、2018年（平成30年）3月には「第5期行橋市障がい福祉計画・第1期行橋市障がい児福祉計画」を策定し、その中で必要な障がい福祉サービスや相談支援などについて、地域の障がい福祉サービス事業者等と連携して、計画的に取り組んできました。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が2012年（平成24年）10月より施行され、障がいのある人に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が2016年（平成28年）4月に施行され、障がいを理由とする差別の禁止などが規定されました。

そこで、本市においても、2019年（平成31年）3月にこれまでの国の新たな法整備や障がい者施策の動向を踏まえ、障がい者施策全般の見直しを行う必要があるため、障がい者施策に関わる基本的な理念や目標を見直すとともに、障がいのある人を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに適切に対応するため、「行橋市障がい者長期福祉計画【第3期】」を策定しました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、2023年（令和5年）3月には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

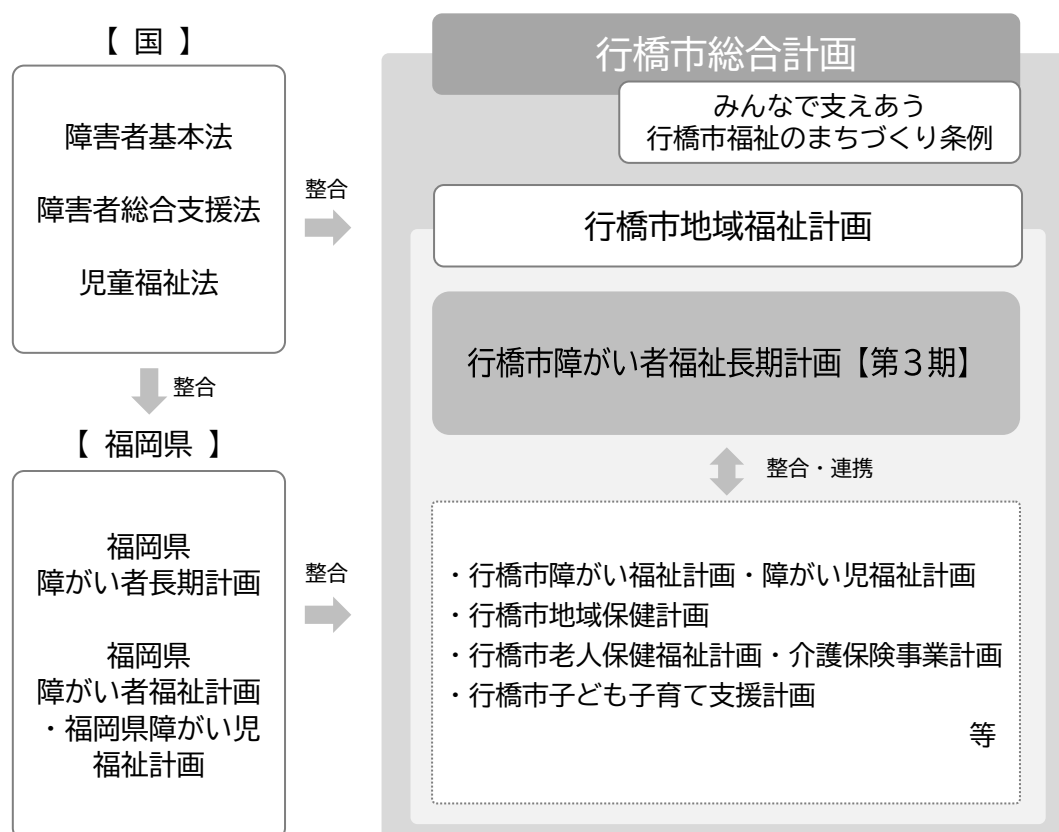
今回、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や関連する法律・制度等の変更を考慮し、「行橋市障がい者長期福祉計画【第3期】」の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」として、障がいのある人の生活全般に関わる行政施策の基本方針を定める計画であり、「障害者総合支援法」（第88条）に基づき別途策定する「行橋市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の上位計画と位置づけられます。

また、本市の最上位計画である「行橋市第6次総合計画」及び高齢者、障がい者、児童福祉等の福祉分野全般に共通する地域福祉の理念や地域福祉推進の基本方針等を定めた「行橋市地域福祉計画」等の関連計画はもとより、保健、医療、教育、就労、啓発、広報、防災、人権等のその他の関連分野の計画とも整合性を図って策定するものです。

【位置づけ図】



3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（令和元年度）から2028年度（令和10年度）までの10年間とし、策定から5年を目途として中間見直しを行います。

なお、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や関連する法律・制度等に変更があった場合などは、必要に応じて計画を見直すことがあります。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
行橋市総合計画	第5次				第6次							
行橋市地域福祉計画	第3期				第4期					第5期		
行橋市障がい者福祉 長期計画		第3期										
行橋市障がい福祉計画	第5期 第1期		第6期 第2期			第7期 第3期			第8期 第4期			
行橋市障がい児福祉計画												

4 計画の策定体制と過程

(1) 「行橋市地域自立支援協議会」での検討

本計画は、学識経験者や地域の保健・福祉・医療関係者等で組織する「行橋市地域自立支援協議会」において、計画内容等について検討を行うとともに、「行橋市地域自立支援協議会」の下部組織である「就労支援部会」「相談支援部会」「子ども支援部会」においても、担当分野に関わる課題や必要な対処策等に関する検討を行いました。

(2) 「障がい者・障がい児実態調査」の実施

2023年（令和5年）8月28日～2023年（令和5年）9月12日に、障がい者及び障がい児の保護者を対象とした「障がい者・障がい児実態調査」を実施し、計画策定時の基礎資料として活用しました。

(3) パブリックコメントの実施

2025年（令和7年）2月に、計画原案に対するパブリックコメントを実施し、市民からの意見聴取とその反映に努めました。

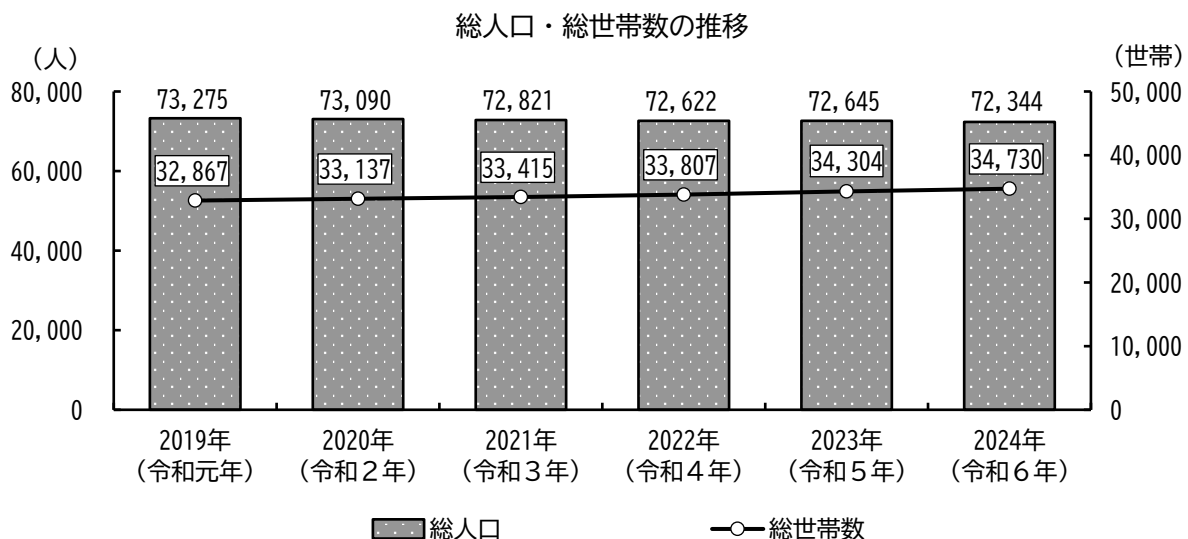
第2章

障がいのある人を取り巻く状況

1 行橋市の人口・世帯の状況

(1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は、2024年（令和6年）9月末日現在で72,344人となっており、減少傾向にあります。総世帯数は増加していますが、世帯当たり人員は減少しており、核家族世帯（※）が増えていることがわかります。



単位：人・世帯

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
総人口	73,275	73,090	72,821	72,622	72,645	72,344
総世帯数	32,867	33,137	33,415	33,807	34,304	34,730
世帯当たり人員 (人/世帯)	2.23	2.21	2.18	2.15	2.12	2.08

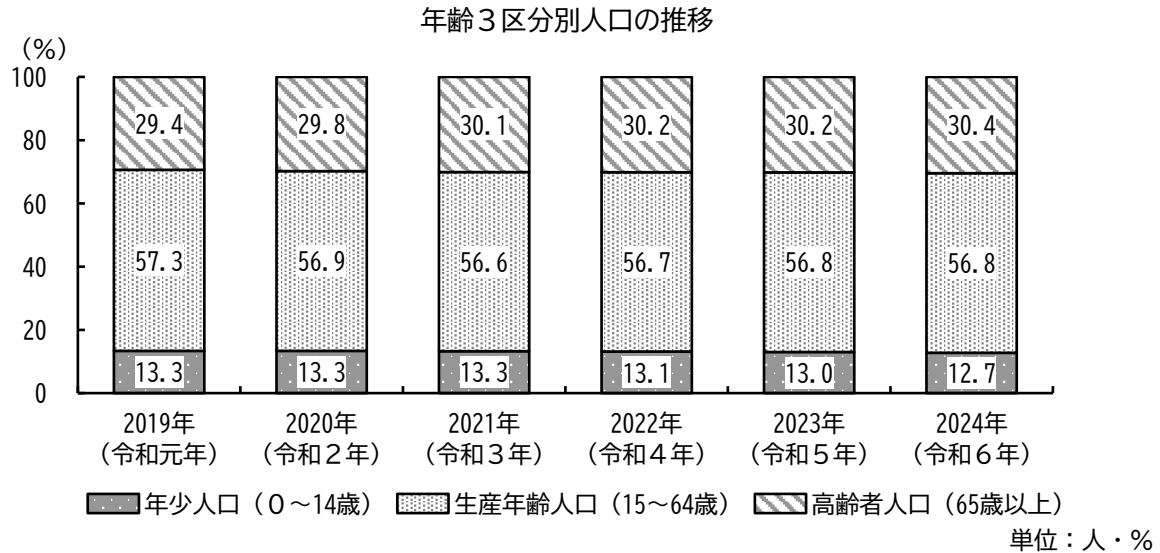
資料：住民基本台帳（9月末）

（※）核家族世帯

夫婦とその未婚の子どもで構成される家族、夫婦のみの世帯、一人親世帯などの家族形態。

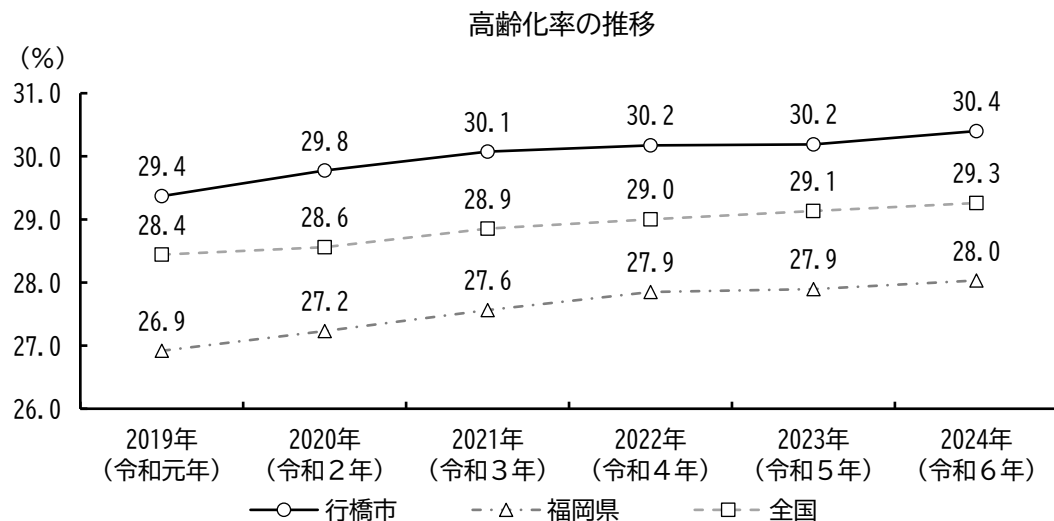
(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向ですが、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しています。また、本市の高齢化率は、全国・福岡県より高く推移しており、少子高齢化が進行していることがわかります。



	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
総人口	73,275	73,090	72,821	72,622	72,645	72,344
年少人口(0～14歳)	9,777	9,752	9,672	9,546	9,455	9,220
生産年齢人口(15～64歳)	41,978	41,576	41,249	41,164	41,259	41,110
高齢者人口(65歳以上)	21,520	21,762	21,900	21,912	21,931	22,014
高齢化率(%) (総人口に占める高齢者の割合)	29.4	29.8	30.1	30.2	30.2	30.4

資料：住民基本台帳（9月末）

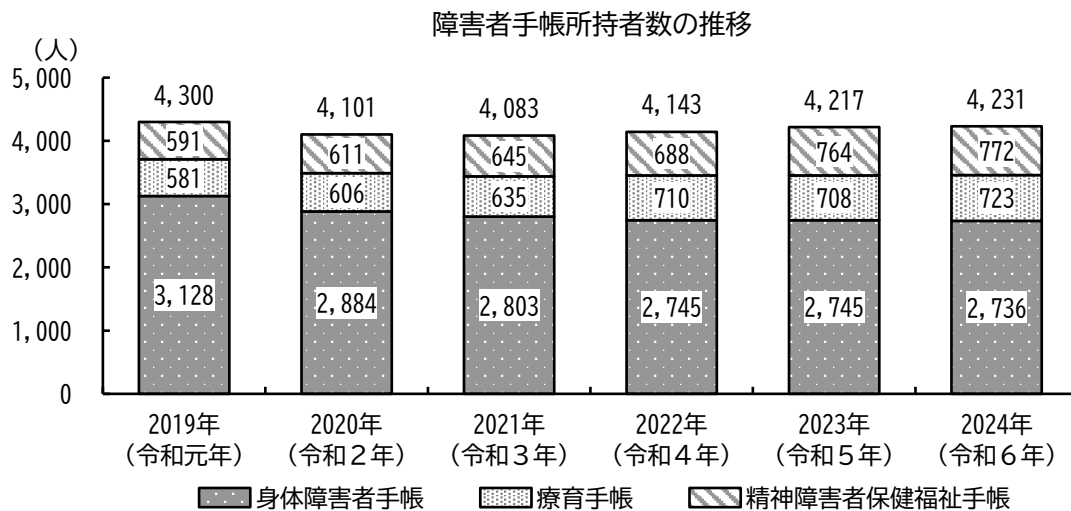


資料：行橋市 住民基本台帳（各年10月1日現在）
 福岡県 住民基本台帳（各年1月1日現在）
 全国 総務省統計局人口推計（各年10月1日現在、令和6年は8月1日現在）

2 行橋市の障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

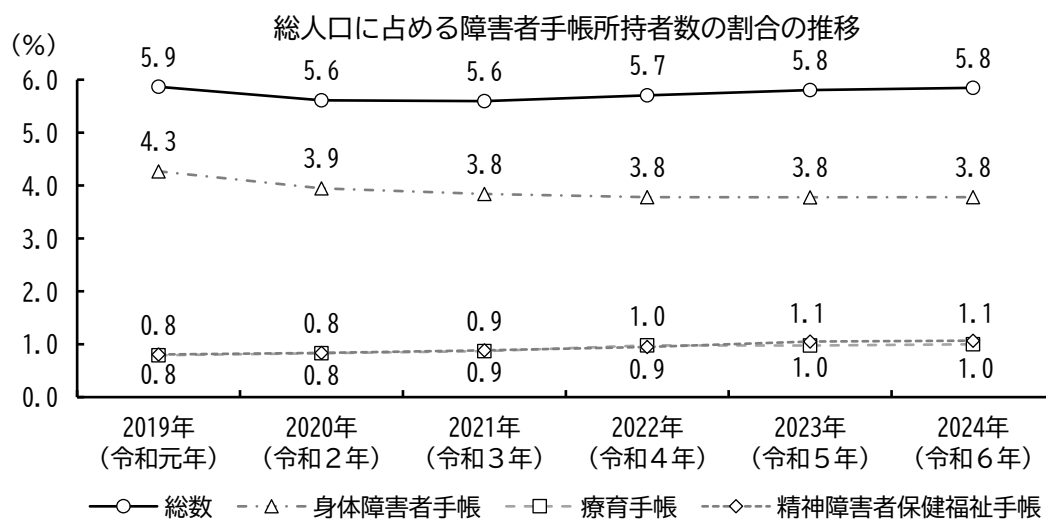
2024年（令和6年）10月1日現在、障害者手帳所持者は4,231人（身体障害者手帳所持者2,736人、療育手帳所持者723人、精神障害者手帳所持者772人）となっており、ほぼ横ばいで推移しています。



※ 2種類以上の手帳を取得している人は、それぞれに計上（合計は重複所持者を含む）
資料：地域福祉課

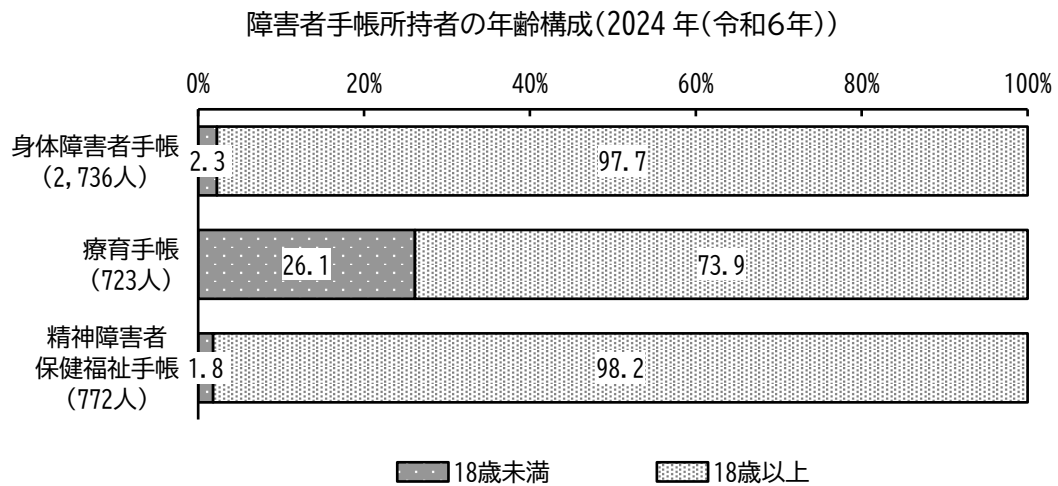
総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、2019年（令和元年）から2024年（令和6年）にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。

2024年（令和6年）10月1日現在では5.8%となっています。



※ 2種類以上の手帳を取得している人は、それぞれに計上（合計は重複所持者を含む）
資料：地域福祉課

2024年（令和6年）における障害者手帳所持者の年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では、18歳以上が9割を超えており、療育手帳所持者では、18歳未満が26.1%と障がい児の割合が高くなっています。



資料：地域福祉課

(2) 障がいのある人の将来推計

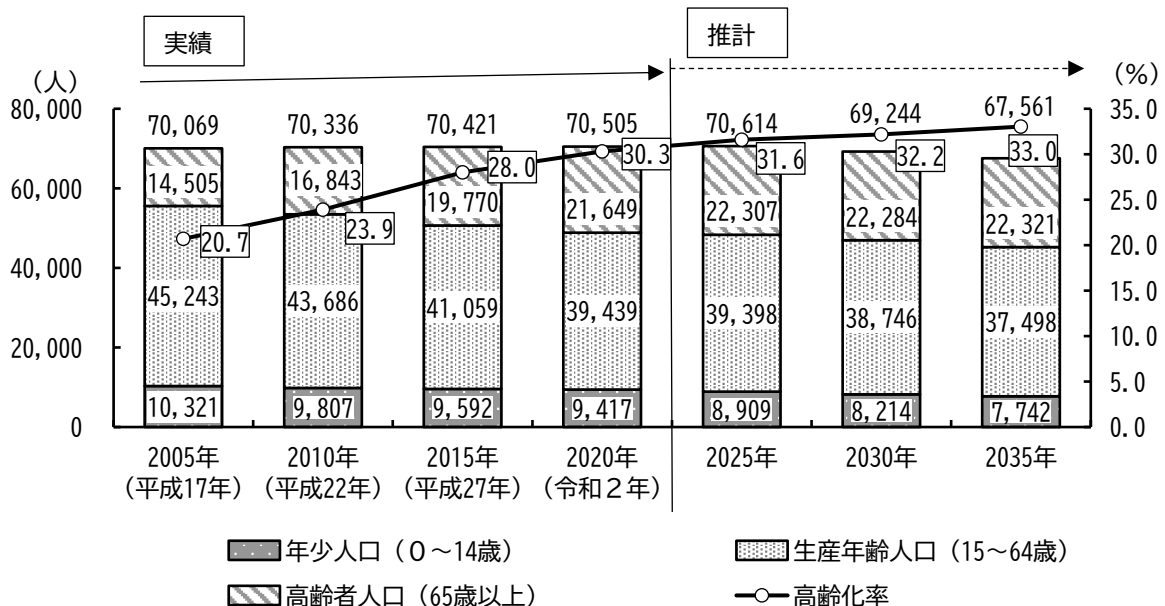
① 市全体の将来推計

2020年（令和2年）の国勢調査結果によると、本市の総人口は70,505人となっています。年齢3区分別人口の推移は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けており、総人口に占める割合は30.3%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口推計は、2025年（令和7年）以降、総人口は減少を続け、2035年には67,561人（2025年（令和7年）から約4%減少）になることが予想されています。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加することが見込まれており、2035年の高齢化率は33.0%になると推計されています。

2020年（令和2年）現在、高齢者人口1人に対して生産年齢人口は約1.8人となっていますが、今後、ますます高齢化が進み、2035年には約1.7人で高齢者を支える人口構造になります。このような人口構造においては、医療・福祉ニーズが高まる一方で、そのサービスの提供を担う人材の不足や質の低下が生じることが懸念されます。

将来推計人口（総人口・年齢3区分別人口・高齢化率）



資料：2005年（平成17年）～2020年（令和2年）までは国勢調査による実績値
2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値（2023年12月推計）

② 障害者手帳所持者数の将来推計

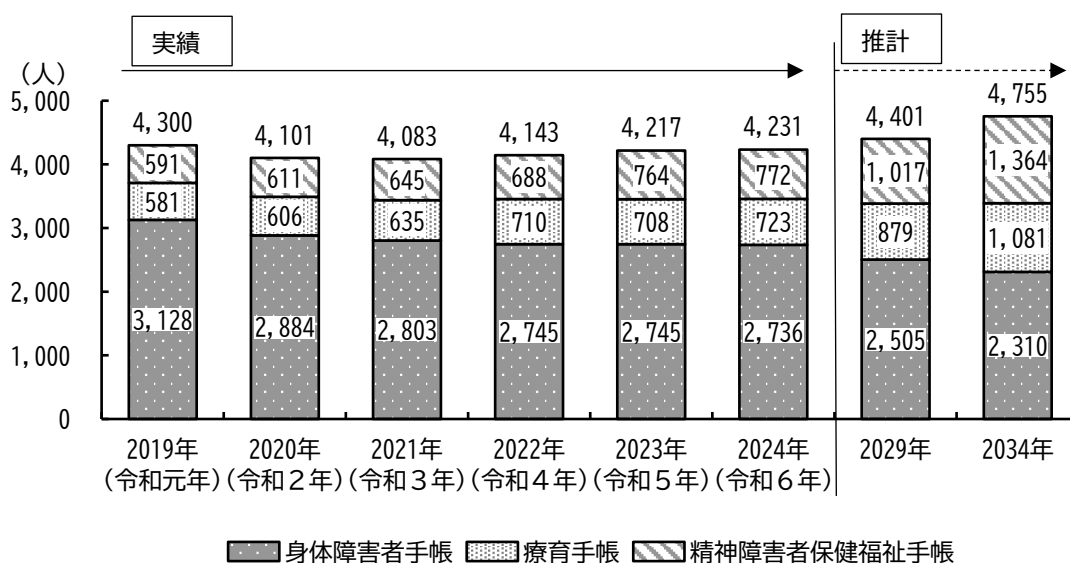
2024年（令和6年）10月1日現在、障害者手帳所持者数は全体で4,231人となっており、総人口の5.8%を占めています。障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合は一貫して増加しており、この他にも障がいの認定は受けておらず、日常生活など生活上に支障を感じている人も相当数いると考えられます。

これまでの障害者手帳所持者数の推移などから、本市における障害者手帳所持者数の将来推計を行うと、2034年における身体障害者手帳所持者数は2,310人と2024年（令和6年）と比較して426人の減少（15.6%減）が見込まれます。

療育手帳所持者数は2034年で1,081人と2024年（令和6年）と比較して358人の増加（49.5%増）が見込まれます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は2034年で1,364人と2024年（令和6年）と比較して592人の増加（76.7%増）が見込まれます。この背景には、社会情勢の様々な変化に伴い、社会不安やストレスなどから、うつ病や統合失調症等の発症リスクが高まり、今後ますます精神障害者保健福祉手帳所持者数は、高い割合で増加していくと考えられます。

障害者手帳所持者数の将来推計

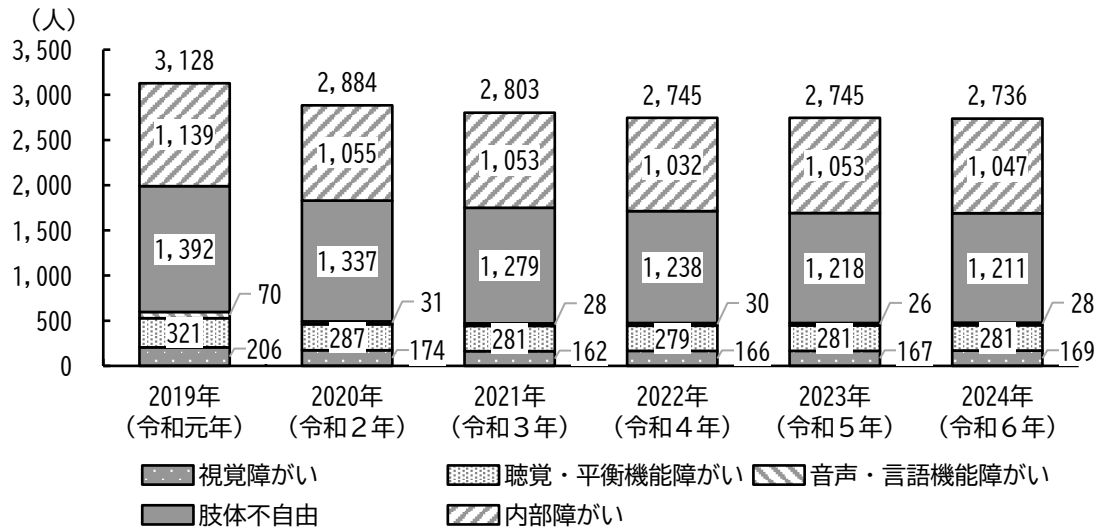


資料：2019年（令和元年）～2024年（令和6年）の障害者手帳所持者数をもとに手帳種類ごとの出現率とその伸び率を推計し、市全体の推計人口に乗じて算出

(3) 身体障がい者の状況

身体障がい者の種類では、2024年（令和6年）10月1日現在で「肢体不自由」が1,211人と最も多く、全体の44.3%を占め、次いで「内部障がい」が1,047人、全体の38.3%となっており、これら2つの障がいでは全体の8割を占めています。

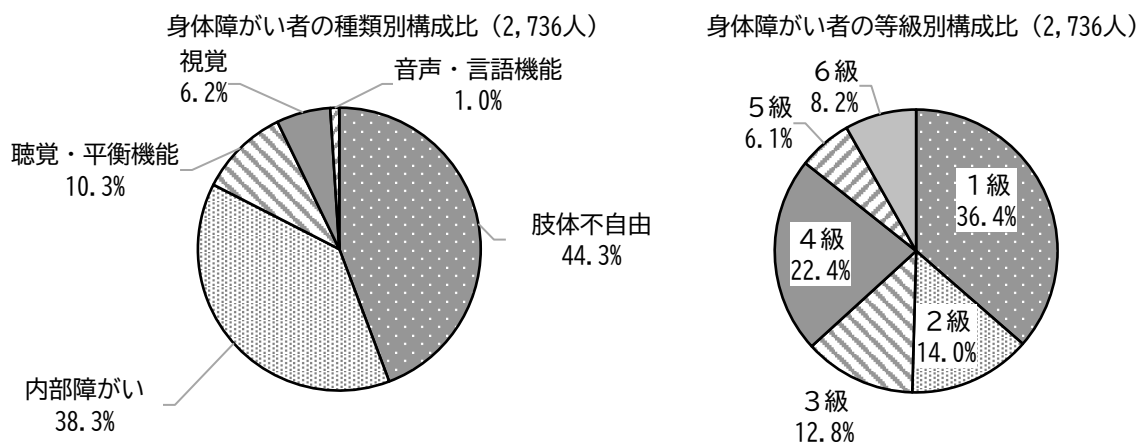
身体障がい者（種類別）の推移



資料：地域福祉課

等級別構成比は、「1級」が36.4%と最も多く、次いで「4級」が22.4%、「2級」が14.0%となっています。「1級」「2級」の重度障がい者が全体の約5割を占めています。

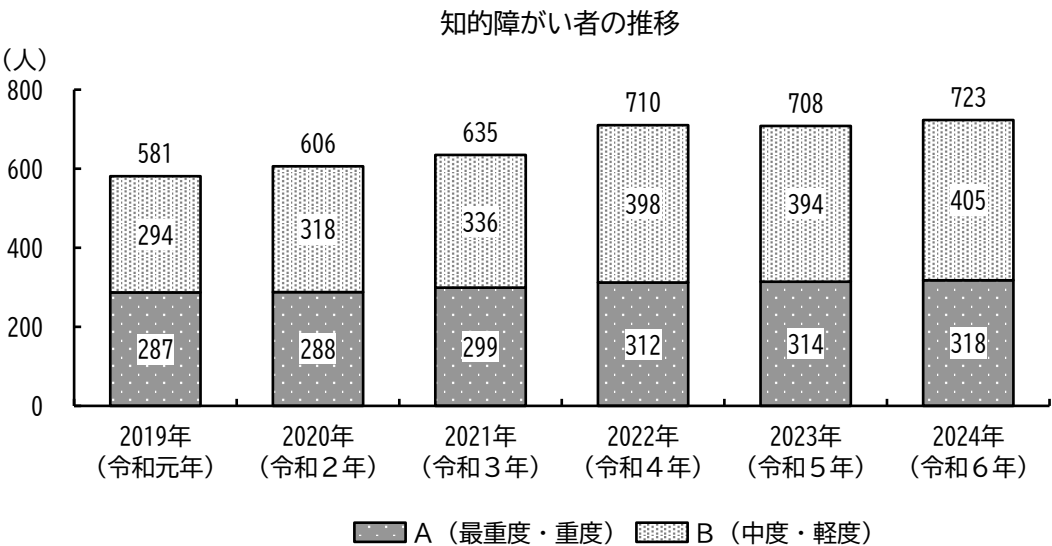
身体障がい者の種類別・等級別構成比（2024年（令和6年））



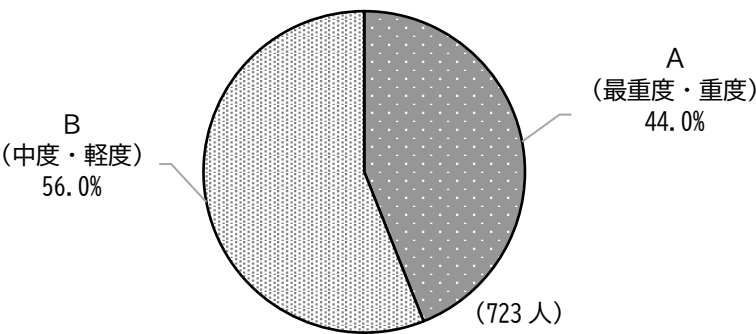
資料：地域福祉課

(4) 知的障がい者の状況

知的障がい者は、全体的に増加傾向にあり、療育手帳判定別にみると2024年（令和6年）10月1日現在、「A（最重度・重度）」が318人、「B（中度・軽度）」が405人となっており、全体に占める割合は「B（中度・軽度）」がやや高くなっています。



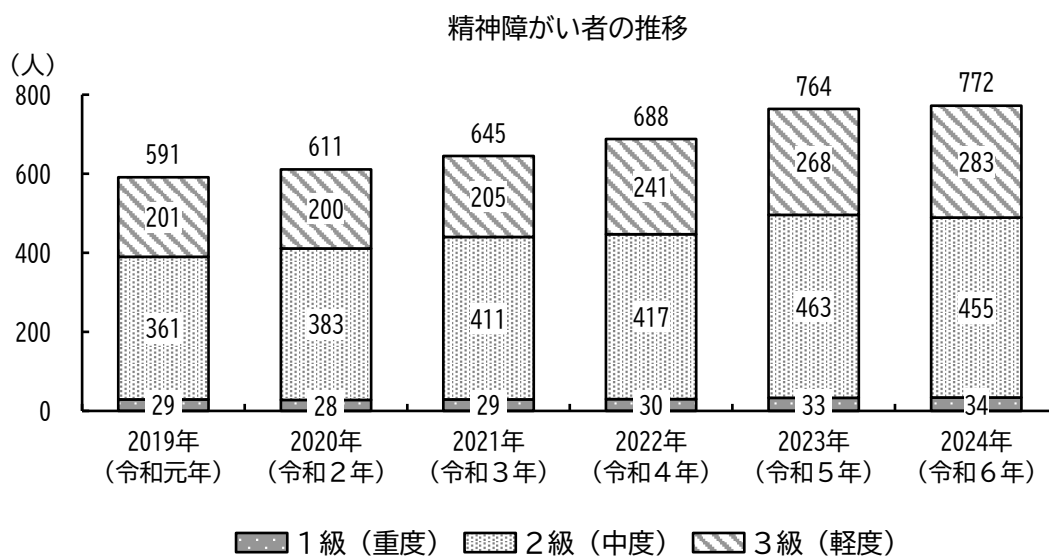
知的障がい者の等級別構成比（2024 年（令和6年））



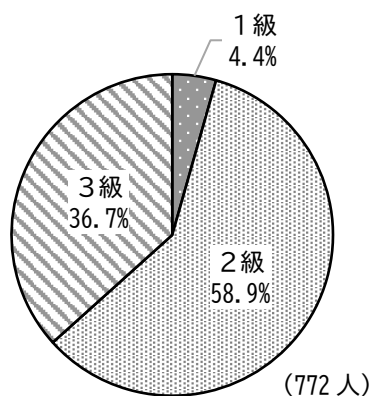
(5) 精神障がい者の状況

精神障がい者は、全体的に増加傾向にあり、2019年（令和元年）10月1日時点では591人であったものが、2024年（令和6年）10月1日現在では、772人と181人増加しています。

等級区分別にみると、2024年（令和6年）10月1日現在では、「1級（重度）」が34人、「2級（中度）」が455人、「3級（軽度）」が283人となっています。「2級（中度）」が全体の58.9%を占めています。



精神障がい者の等級別構成比（2024年（令和6年））



資料：地域福祉課

(6) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない方でも利用できるサービスです。利用者は、毎年増加傾向にあり、2023年（令和5年）で1,520人となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

単位：人

	2019年 (平成31年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
受給者数	1,182	1,141	1,286	1,416	1,520

資料：地域福祉課

(7) 障がいのある児童・生徒の状況

2023年（令和5年）4月時点で、特別支援学校に通っている障がいのある児童・生徒は、小学部が33人、中学部が30人、高等部が44人となっています。

特別支援学校に通う障がい児の状況

単位：人

特別支援学校	小学部	中学部	高等部	合計
	33	30	44	107

資料：教育委員会（2023年（令和5年）4月）

2023年（令和5年）4月時点で、特別支援学級に通っている障がいのある児童・生徒は、小学生が225人、中学生が109人となっており、市の小学校・中学校に通う全児童・生徒数に占める割合は、小学生が5.64%、中学生が6.05%となっています。

特別支援学級に通う障がい児の状況

単位：人・%

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	全児童・生徒数	障がいのある児童・生徒数の割合
小学生	29	24	38	58	43	33	225	3,988	5.64
中学生	42	24	43	—	—	—	109	1,801	6.05

資料：教育委員会（2023年（令和5年）4月）

特別支援学級に通っている障がいのある児童・生徒では、知的障害や自閉・情緒障害のある児童・生徒が多くなっています。

特別支援学級に通う障がい児の障がいの種類

単位：人

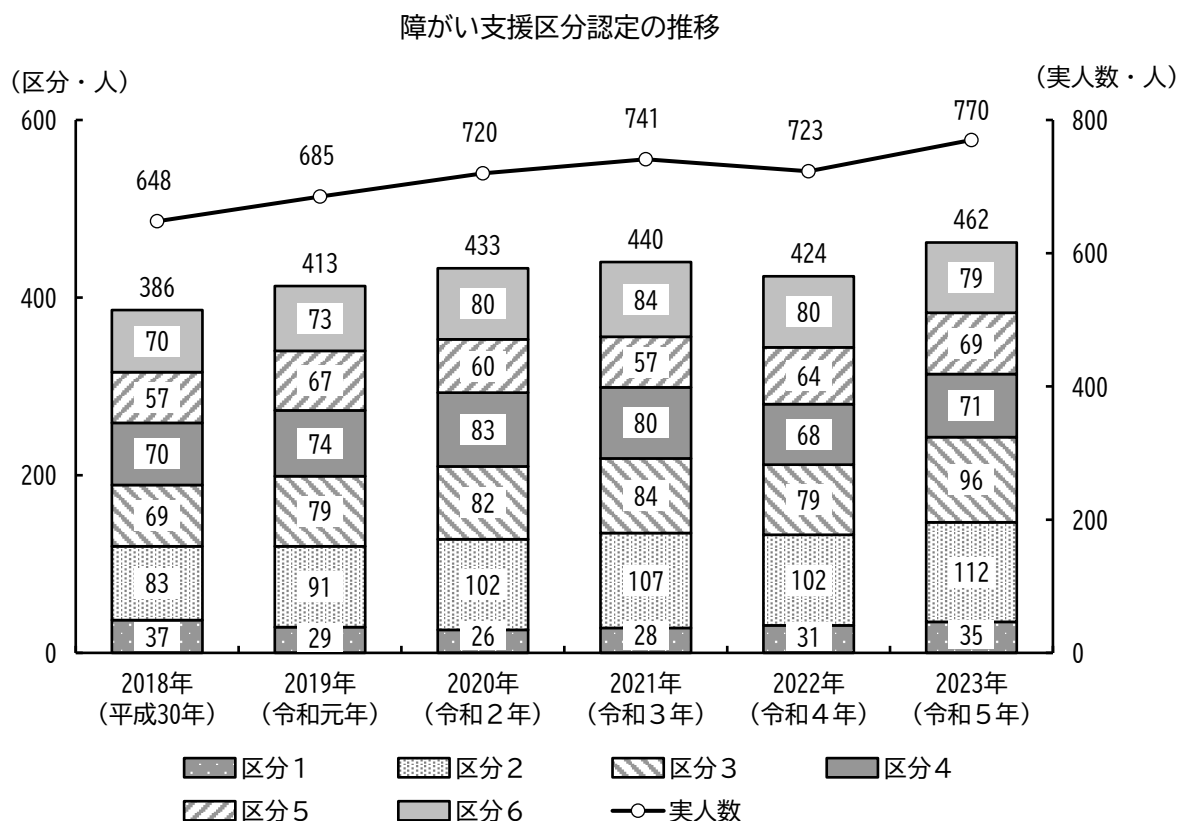
	知的障害	自閉・情緒障害	病弱・身体虚弱	肢体不自由	合計
小学生	83	138	4	0	225
中学生	34	74	1	0	109
合計	117	212	5	0	334

資料：教育委員会（2023年（令和5年）4月）

(8) 障がい支援区分認定の状況

障がい支援区分認定とは、障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分1（度合い低い）～区分6（度合い高い）に分けられます。

障がい支援区分認定を受けている人は、2023年（令和5年）では462人となっています。



資料：地域福祉課

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

本市では、行橋市地域自立支援協議会をはじめ、市民や関係団体と協働して、障がいのある人が地域で生活する上での様々な課題の解決に取り組み、障がいのある人が障がいのない人と同じように、地域の中で自分の能力を活かしながら、夢を持って生活を楽しむことができるまちを目指して、障がい者福祉を推進してきました。

また、本計画の上位計画である「第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、市民が住み慣れた行橋のまちで、さまざまな人とふれあい、つながり、支えあっていくこと、まただれもが安心していきいきと暮らすことができる「地域共生社会」のまちづくりを進めています。

本計画では、「行橋市障がい者福祉長期計画【第3期】」の基本理念や方向性などを引き継ぎ、地域共生社会の実現に向けて、「障がいのある人もない人も 夢を持って ともに支えあい ともに生きる 福祉のまちづくり」を基本理念とします。

基 本 理 念

**障がいのある人もない人も 夢を持って
ともに支えあい ともに生きる 福祉のまちづくり**



2 基本目標

基本目標1 思いやりの心が行き交うまちづくり

障がいのある人が自立して生活することができるよう、市民に対する啓発活動や福祉教育を推進するとともに、様々な交流の機会を通じて、障がいのある人とない人がお互いに理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を促進します。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、一人ひとりに応じた質・量ともに充実したサービスを受けることができる体制を整備するとともに、豊かで充実した生活を送れるよう、障がいのある人の社会参加を促進します。

また、障がいのある人が、社会的な生活においても、不利益となるようなことがなく、自立した生活が継続できるよう、権利擁護の充実を図るとともに、市民に対する障がいを理由とする差別の解消や虐待防止への啓発活動を強化します。

基本目標2 自分らしく暮らすことができるまちづくり

障がいのある人が地域で安心して生活するため、障がいの状態や生活の実態に応じ、身近な地域において必要な医療的支援を受けられるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、医療に対する支援体制の充実を図ります。

さらに、ひきこもりの状態にある精神障がい者等が、孤立することなく地域で暮らすことができるよう、アウトリーチの活用を含めた支援を行います。

子どもの障がいについて、一人一人の障がい特性や個性を考慮するとともに、本人や保護者の希望を尊重した上で早期発見・早期支援を行い、一貫した方針で支援できる体制づくりを推進します。

地域における自立と社会参加を促進するため、関係機関と連携し、雇用・就労に関する相談・支援の充実を図り、障がい者自身の意思を尊重しながら、適性や能力に応じた就労を支援します。

基本目標３ すべての人の生活が守られるまちづくり

障がいのある人が生活しやすい安全なまちづくりを進めるため、道路・建物等におけるバリアフリー化やバリアフリー情報の提供を推進します。

災害等の緊急時に、障がいのある人へ必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう連絡体制を整備し、障がいのある人に対する防災対策の強化を図るため、避難行動要支援者支援制度を充実します。普段の暮らしにおいても防災対策や防犯対策の充実を図ることにより、障がいのある人の安全を確保します。

障がいのある人が地域で生活していく上では、さまざまな情報を得ることが重要です。これらの情報を障がいのある人が入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

また、さまざまなコミュニケーション手段を確保することは、障がいのある人が地域で安心して暮らすことにもつながることから、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。

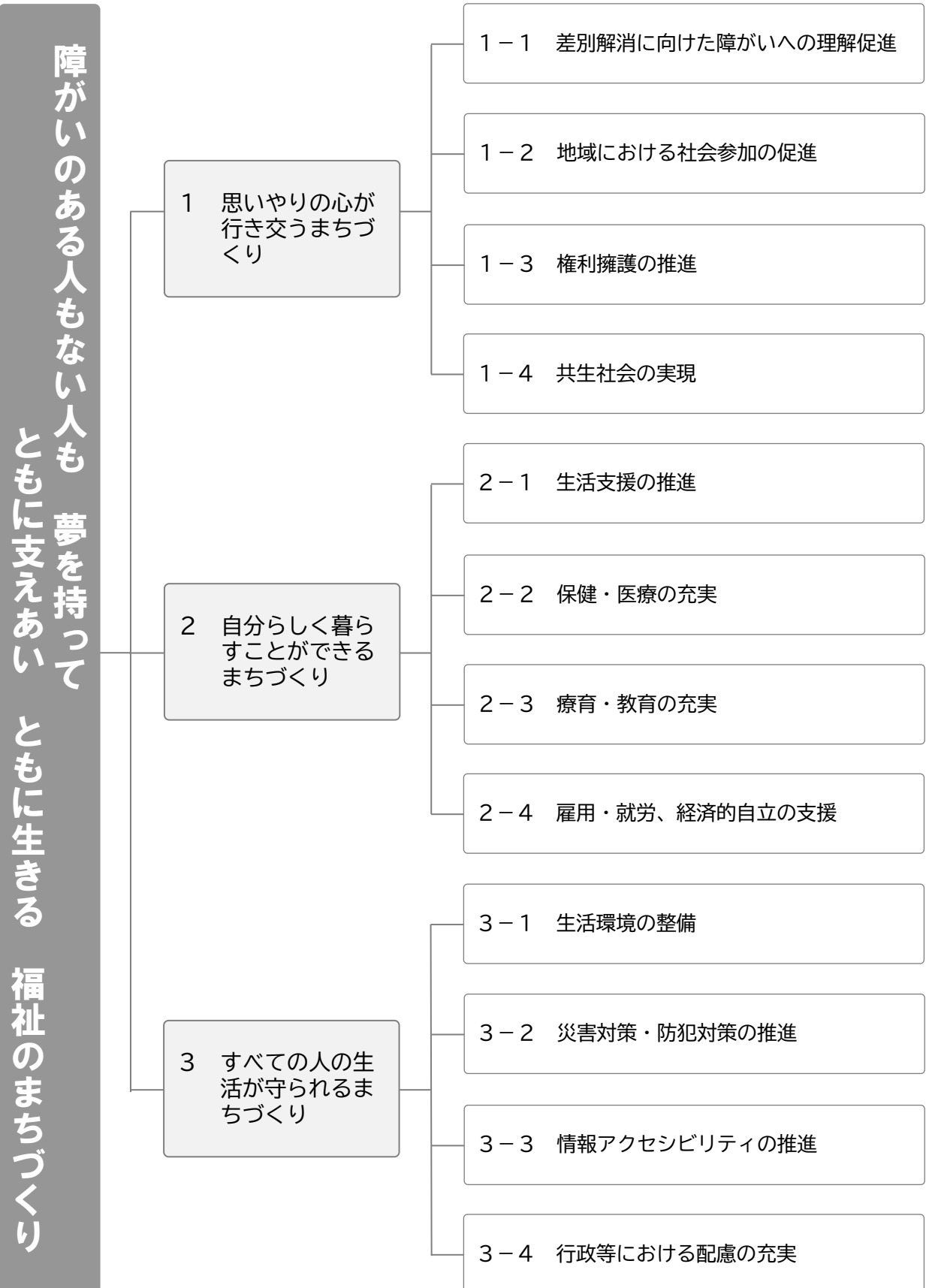
行政情報を届きやすくするために、ホームページや市報等の情報提供の充実に努めます。さらに、市役所等での障がいのある人に配慮した行政手続きの合理的な配慮、意思疎通への支援など、ソフト・ハードの両面にわたり、必要な環境の整備を進めます。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]



各論

第1章

思いやりの心が行き交うまちづくり

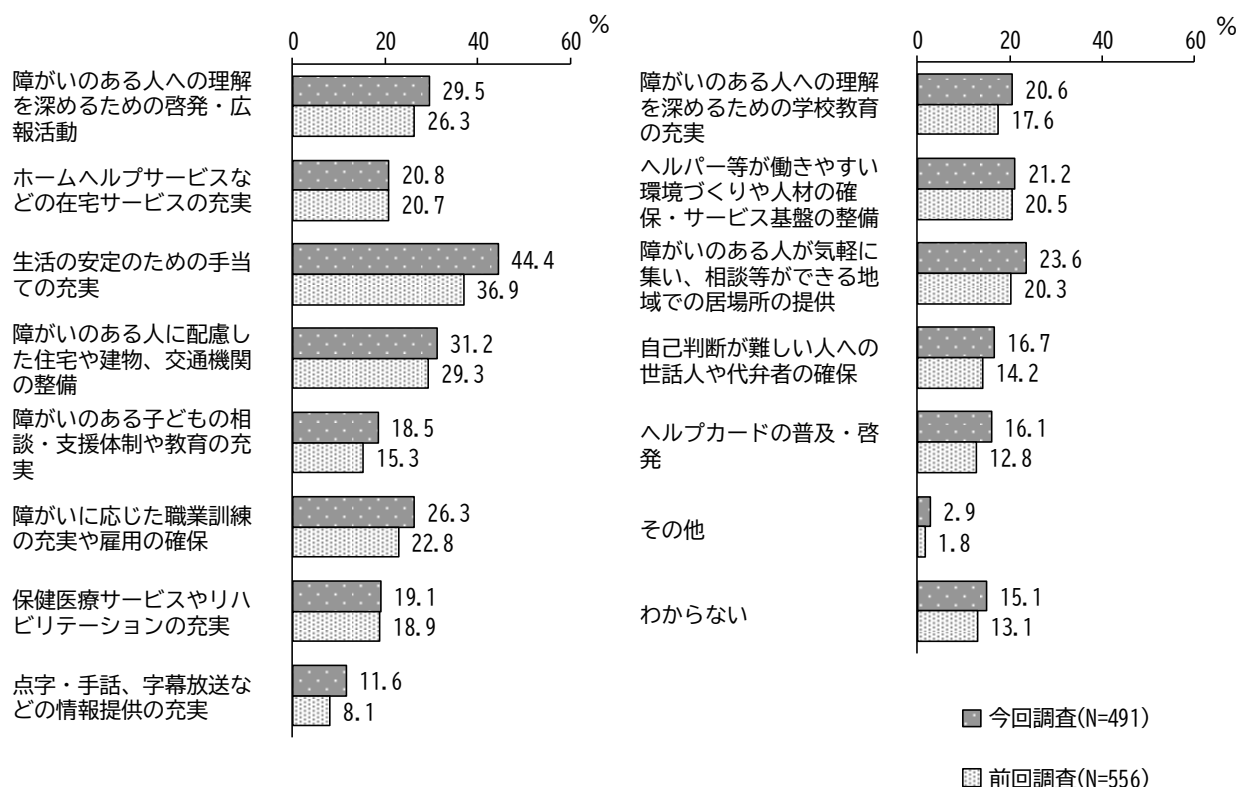
施策の柱 1 差別解消に向けた障がいへの理解促進

< 現状と課題 >

本市では、障がいのある人の理解を深めるために広報紙や多様な媒体・機会を活用した啓発活動に取り組んでいます。また、障がいのある人の人権問題に関する啓発活動や福祉教育を推進しています。

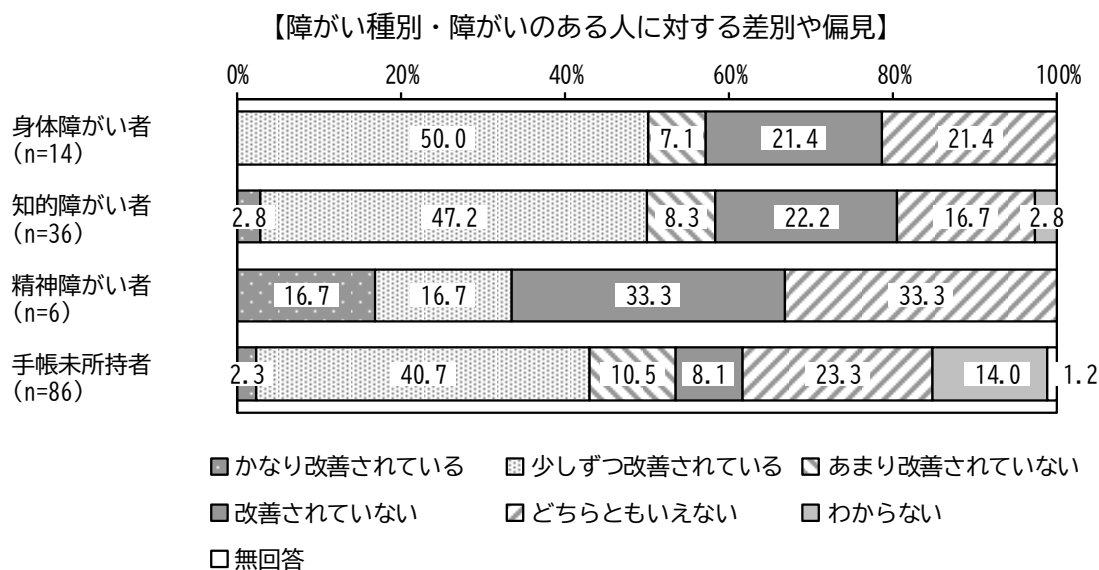
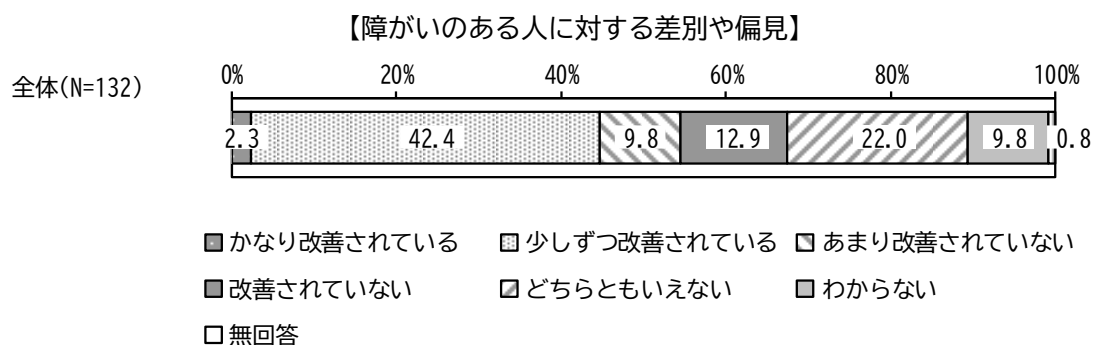
18歳以上のアンケート調査では、障がいのある人に関する充実すべき市の施策について、「障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動」(29.5%)が上位にあがっています。

【充実すべき市の施策】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

また、18歳未満のアンケート調査では、5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見について“改善されている”（「かなり改善されている」と「少しずつ改善されている」）が44.7%、“差別や偏見は改善されていない”（「あまり改善されていない」と「改善されていない」）が22.7%となっており、障がい種別にみると、身体障がい者、知的障がい者で“差別や偏見は改善されている”の割合が50.0%になっていますが、「改善されていない」という明確な回答も2割と比較的高い状態になっています。



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

令和6年4月より、改正障害者差別解消法に規定する「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されたことから、引き続き、あらゆる機会や媒体を通じて、障害者差別解消法の趣旨の啓発・広報に努める必要があります。

今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、引き続き障害者差別解消法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

施策の方針と具体的な取組

(1) 多様な方法による啓発活動の推進

今後、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくため、すべての市民に対して、差別解消に向けた障がいのある人の理解を深めるために障がい特性に考慮し、広報紙や多様な媒体・機会を活用した啓発活動を推進し、さらなる充実を図ります。

- ① 広報紙等での啓発
- ② 多様な媒体・機会を活用した啓発
- ③ 障がい特性に考慮した啓発

(2) 人権教育・福祉教育の推進

障がいのある人の人権問題に関する啓発活動や福祉教育の推進を図ります。また、障がいのある人とない人が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組みます。

さらに、「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない」とこととされており、障がいを理由とした差別が解消される取組に努めます。

加えて、令和6年10月から施行した「行橋市手話言語条例」の周知・啓発を行い、市、市民、事業者およびろう者がそれぞれの役割を認識し、手話に対する理解を広げることによって、相互に地域で支えあい、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

- ① 人権問題啓発事業の推進
- ② 学校等での福祉教育推進
- ③ 障害者週間等による啓発
- ④ 差別の解消に向けた啓発《新規》
- ⑤ 行橋市手話言語条例の周知・啓発《新規》

施策の柱 ② 地域における社会参加の促進

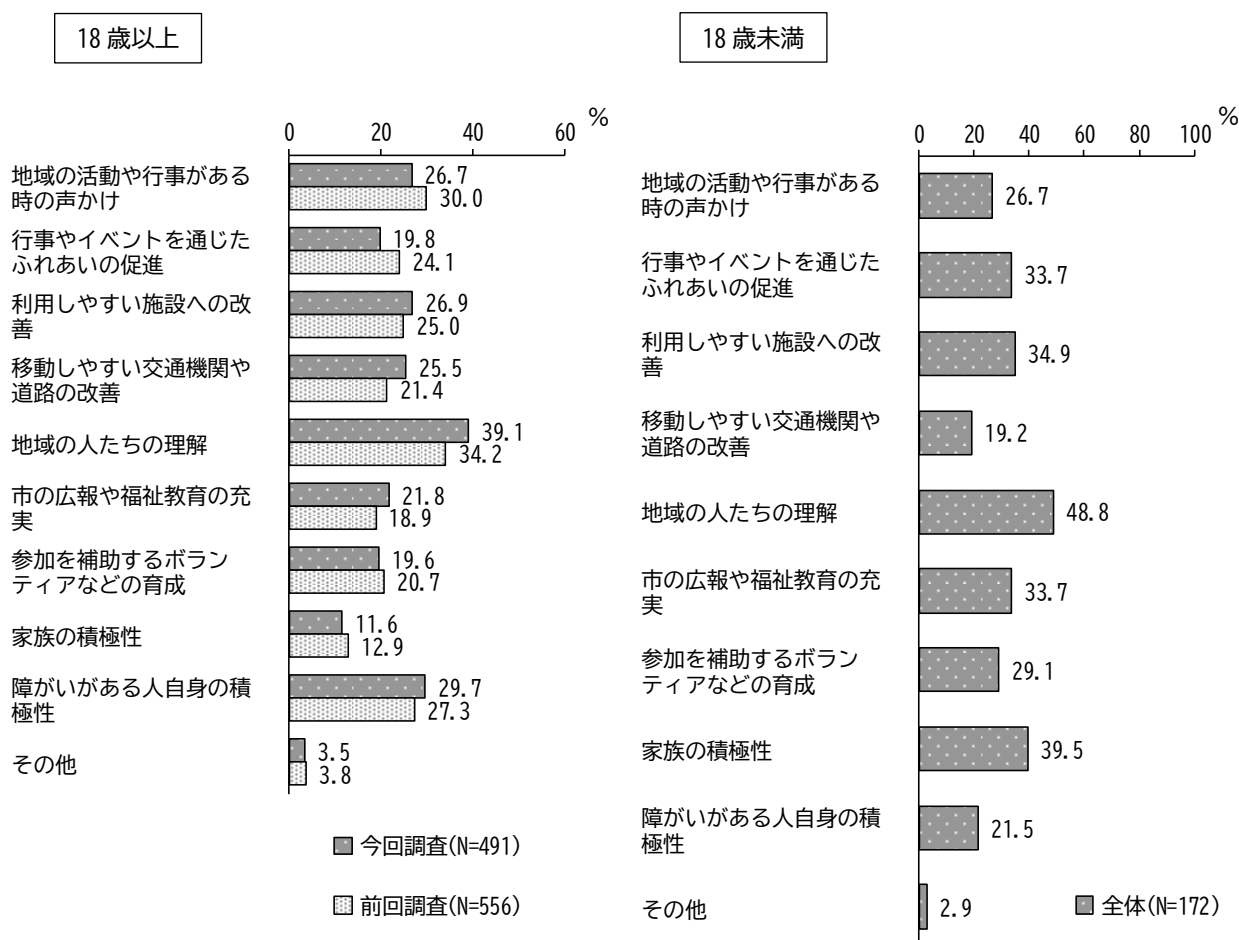
< 現状と課題 >

本市では、障がいのある人の社会参加と生きがい・健康づくりの一環として、障がいのある人のニーズを把握しながら、障がいの特性に応じた地域活動・余暇活動の充実を図っています。また、外出支援や環境整備を充実させることを目標とし、社会参加の促進に努めています。

18歳以上のアンケート調査では、障がいのある方が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについて、「地域の人たちの理解」が39.1%と最も高く、次いで、「障がいがある人自身の積極性」(29.7%)、「利用しやすい施設への改善」(26.9%)となっています。

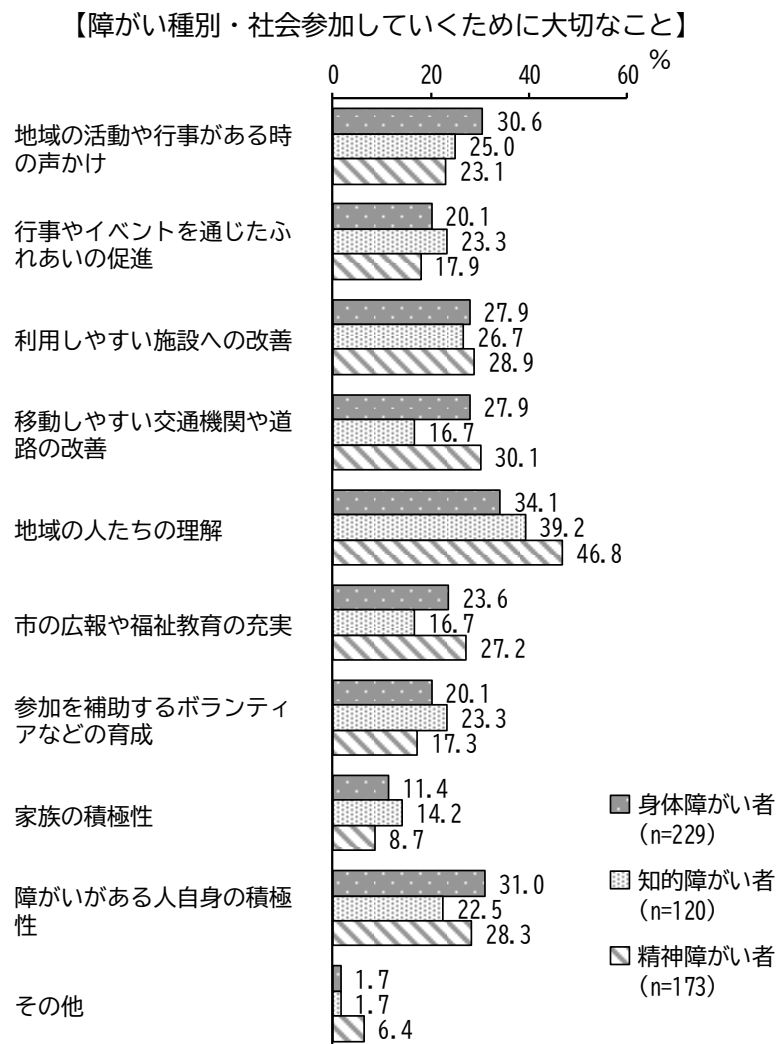
また、18歳未満のアンケート調査では、障がいのある子どもが地域や社会に積極的に参加していくためには、「地域の人たちの理解」が48.8%と最も高く、次いで、「家族の積極性」(39.5%)、「利用しやすい施設への改善」(34.9%)となっています。

【障がいのある人、子どもが社会参加していくために大切なこと】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

障がい種別にみると、「地域の人たちの理解」が各障がい者で全体よりも高い割合になっており、身体障がい者、知的障がい者で、「利用しやすい施設への改善」が比較的高くなっています。



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がい者の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

施策の方針と具体的な取組

(1) 地域活動・余暇活動の充実

今後、障がいのある人の社会参加と生きがい・健康づくりの一環として、障がいのある人のニーズを把握しながら、障がいの特性に応じたスポーツ・レクリエーション活動、芸術・文化活動の充実を図ります。

- ① スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ② 芸術・文化活動の推進

(2) 外出支援、環境整備による社会参加の促進

障がいのある人が、地域で自立し社会に参加するため、必要となる移動に係る各種サービスの提供など、外出支援や環境整備の充実により、社会参加の促進に努めます。

また、各イベントなどを通じて、障がいのある人とない人との交流機会の確保に努めます。

- ① 移動・外出支援の充実
- ② 交流機会の確保《新規》

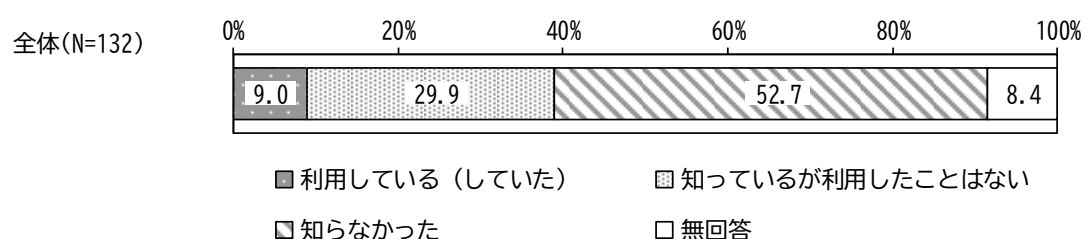
施策の柱 3 権利擁護の推進

< 現状と課題 >

本市では、権利擁護関連制度のさらなる周知と利用しやすい仕組みづくりに取り組んでいます。また、障がいのある人の権利を擁護するネットワークを構築し、虐待・差別のない社会づくりに向けて、取り組んでいます。

18歳以上のアンケート調査では、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用状況・認知状況について、日常生活自立支援事業では、「知らなかった」が52.7%と最も高く、次いで、「知っているが利用したことはない」(29.9%)、「利用している(していた)」(9.0%)となっています。

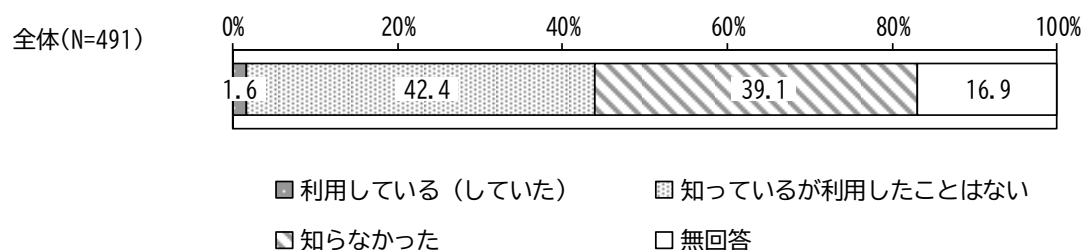
【日常生活自立支援事業の利用・認知状況】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

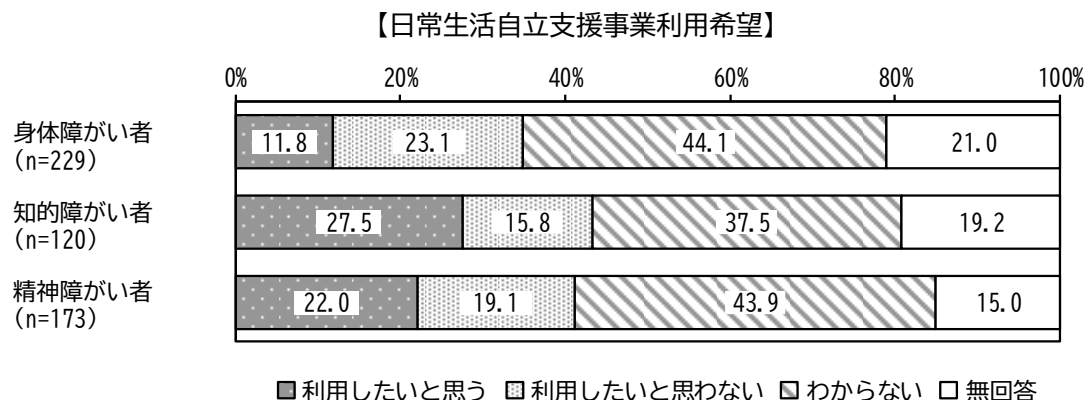
成年後見制度では、「知っているが利用したことはない」が42.4%と最も高く、次いで、「知らなかった」(39.1%)、「利用している(していた)」(1.6%)となっています。

【成年後見制度の利用・認知状況】

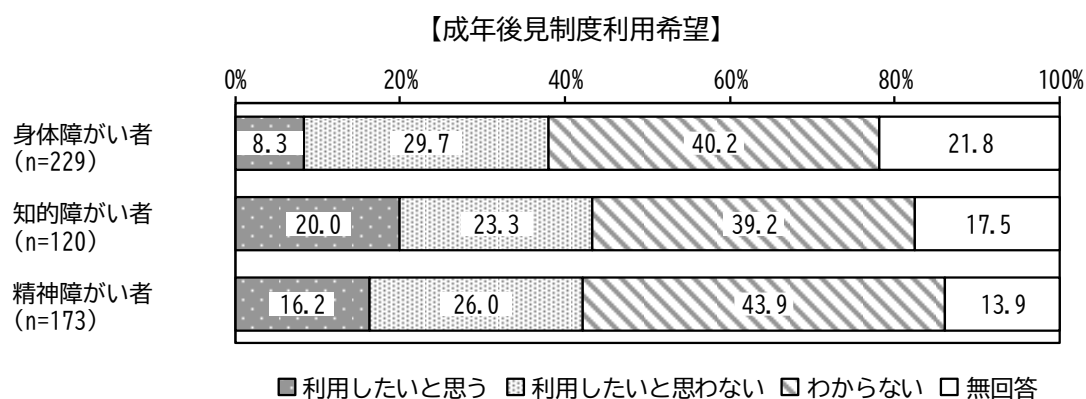


資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

日常生活自立支援事業や成年後見制度に対する今後の利用意向については、日常生活自立支援事業、成年後見制度ともに、「利用したいと思う」が知的障がい者、精神障がい者で高くなっています。



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

今後も、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心・安全な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが重要です。

成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

施策の方針と具体的な取組

(1) 権利擁護関連制度の普及・啓発

権利擁護関連制度のさらなる周知と利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。障がい等で十分な判断能力のない人を擁護し、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用契約の支援や日常的な金銭管理、書類管理等を行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図ります。

① 権利擁護関連制度の周知・活用促進

(2) 権利擁護体制の充実

成年後見制度の中核機関として、令和2年7月に「行橋・京都成年後見センターおれんじ」が設置され、障がい等で十分な判断能力のない人や養護者から虐待を受けた人などの財産管理等を支援し、自立した地域生活に向けた権利擁護支援の地域連携ネットワークが確立されました。また、虐待対応については、障害者虐待防止センターや虐待対応協力者が起点となり、その機能を十分に果たすようにサービス提供事業者等の関係機関と協力し、虐待・差別のない地域社会づくりを推進します。

- ① 権利擁護ネットワークの構築
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(3) 虐待・差別のない社会づくりの推進

「行橋・京都成年後見センターおれんじ」を中心とした関係機関との地域連携ネットワークを積極的に周知し、成年後見制度の運用に資する支援体制活用に向けた普及・啓発に努めます。また、「障害者虐待防止センター」の周知を行い、当センターが中心となって、関係機関等との連携・協力体制を強化し、虐待に関する相談体制の充実を図り、指導・助言などを通じて、障がいのある人の自立した地域生活に向けた権利擁護支援に努めます。

加えて、障がいのある人への虐待や不適切な行為（支援）の防止に向けて、養護者支援などのほか、障がい福祉サービス事業所職員に対する研修会の開催や虐待防止に関する情報提供などの普及・啓発にも努めます。

- ① 地域連携ネットワークの活用・構築
- ② 連携・協力体制の強化
- ③ 虐待防止に向けた普及・啓発

施策の柱 4 共生社会の実現

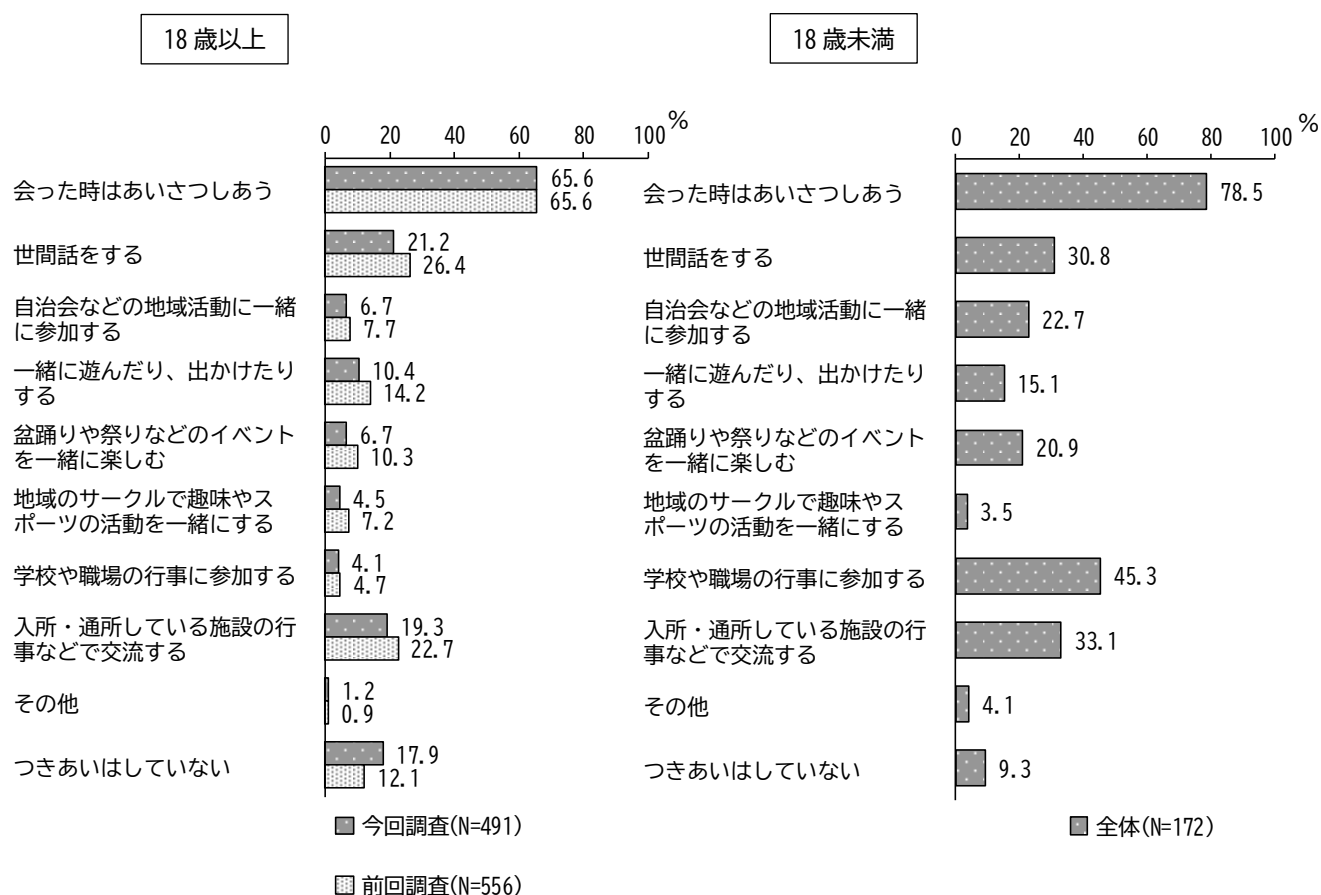
< 現状と課題 >

本市では、障がいの有無に関わらず、すべての住民が支えあい、暮らしと生きがいを高めることができる地域づくり・人づくりに取り組み、住民同士が交流できる場や機会を確保し、地域での居場所づくりを進めています。

地域の方との普段のつきあいについて、18歳以上のアンケート調査では、「会った時はあいさつしあう」が65.6%と最も高く、次いで、「世間話をする」(21.2%)、「入所・通所している施設の行事などで交流する」(19.3%)となっています。

18歳未満のアンケート調査では、「会った時はあいさつしあう」が78.5%と最も高く、次いで、「学校や職場の行事に参加する」(45.3%)、「入所・通所している施設の行事などで交流する」(33.1%)となっています。

【地域の方との普段のつきあい】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

今後も、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

施策の方針と具体的な取組

(1) 障がいのある人を支える地域づくり・人づくり

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての住民が支えあい、暮らしと生きがいを高めることができる地域づくり・人づくりに取り組みます。

また、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努め、差別の解消と相互理解を促進します。

- ① ボランティア活動・地域活動の担い手の育成
- ② 障がいの理解を深める啓発事業の推進

(2) 地域での居場所づくり・仲間づくり

障がいの有無に関わらず、住民同士が交流できる場や機会を確保し、地域での居場所づくりに取り組みます。

また、障がいのあるこどもの居場所として、放課後等デイサービスが広く利用されているため、各事業所と更なる連携を図りながら、質の高いサービス提供の確保に努めます。

- ① 障がいのある人とない人の交流の場づくり
- ② 障がいのあるこどもの放課後等の居場所づくり

第2章

自分らしく暮らすことができるまちづくり

施策の柱 1 生活支援の推進

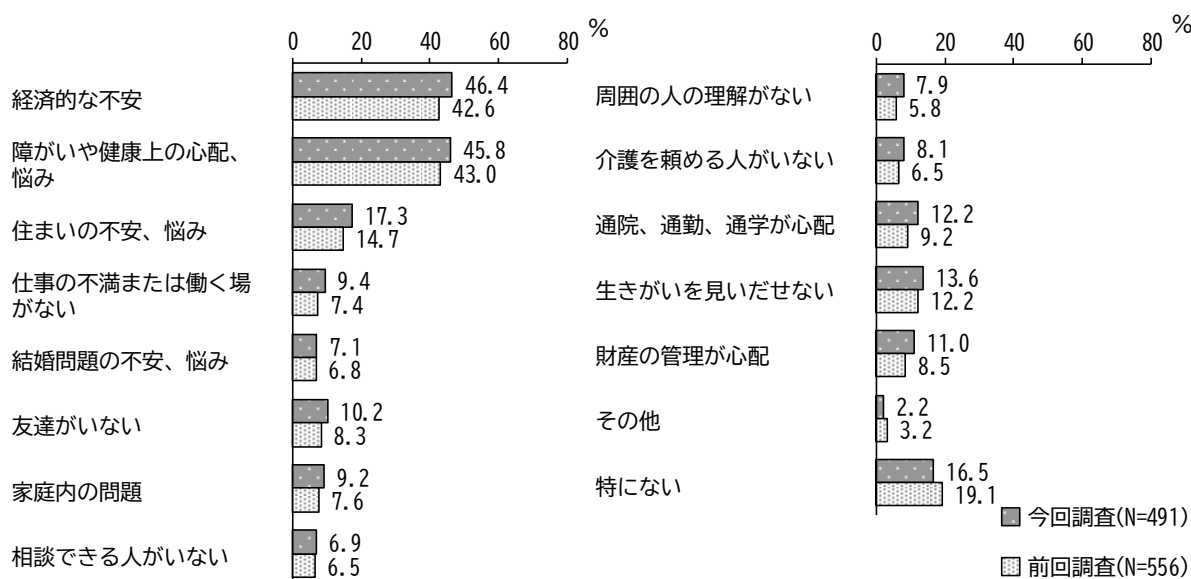
< 現状と課題 >

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスの基盤整備と質の確保・向上に取り組んでいます。また、障がいのある人が地域の中で安心して生活できる「住まい」を確保し、住み続けられるために、地域移行支援・地域定着支援を推進しています。また、相談機能の強化、総合的な相談支援体制の充実を目指しています。

さらに各種年金制度や手当、貸付制度、割引制度等の周知を図り、経済的な支援の充実に努めています。

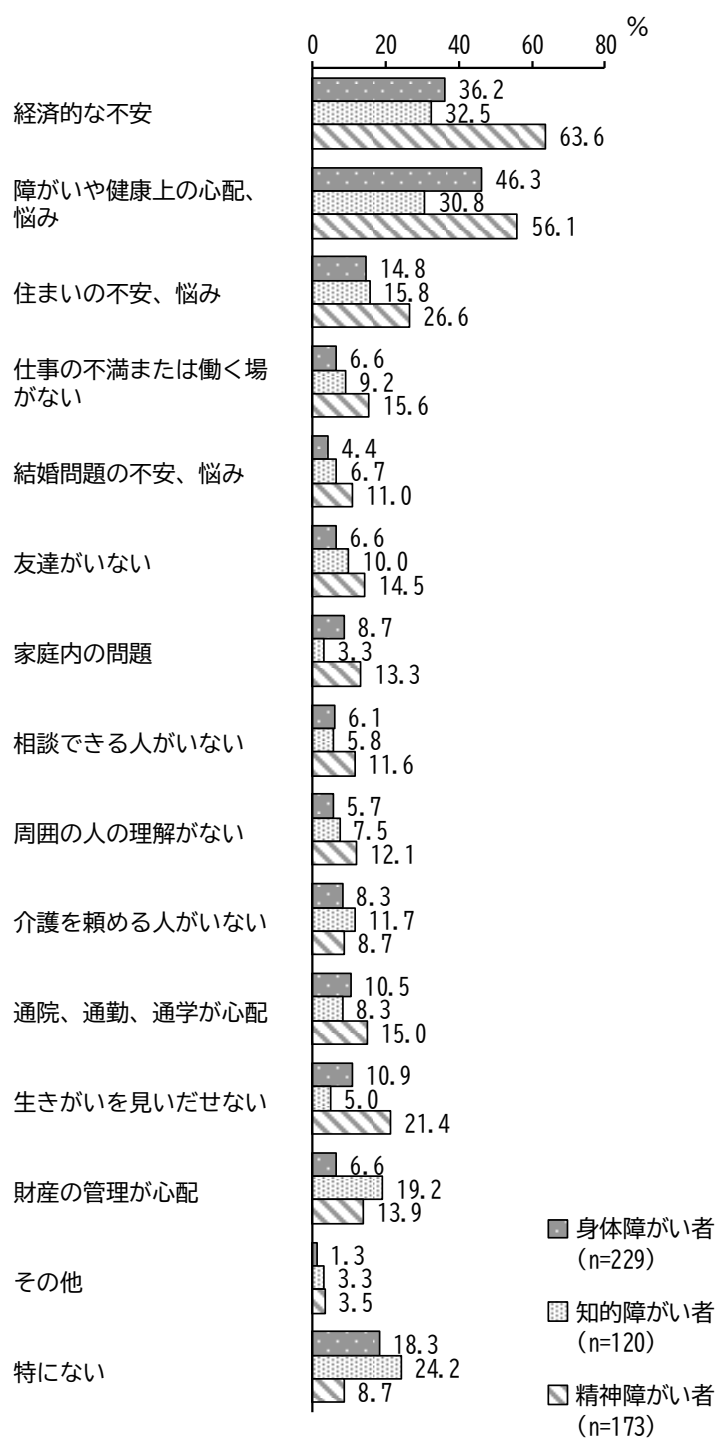
18歳以上のアンケート調査では、現在の生活の中で困っていることや将来に対する不安・悩み等について、「経済的な不安」が46.4%と最も高く、知的障がい者、精神障がい者で「経済的な不安」が最も高くなっており、経済的な支援の充実が必要です。

【困っていることや将来に対する不安】

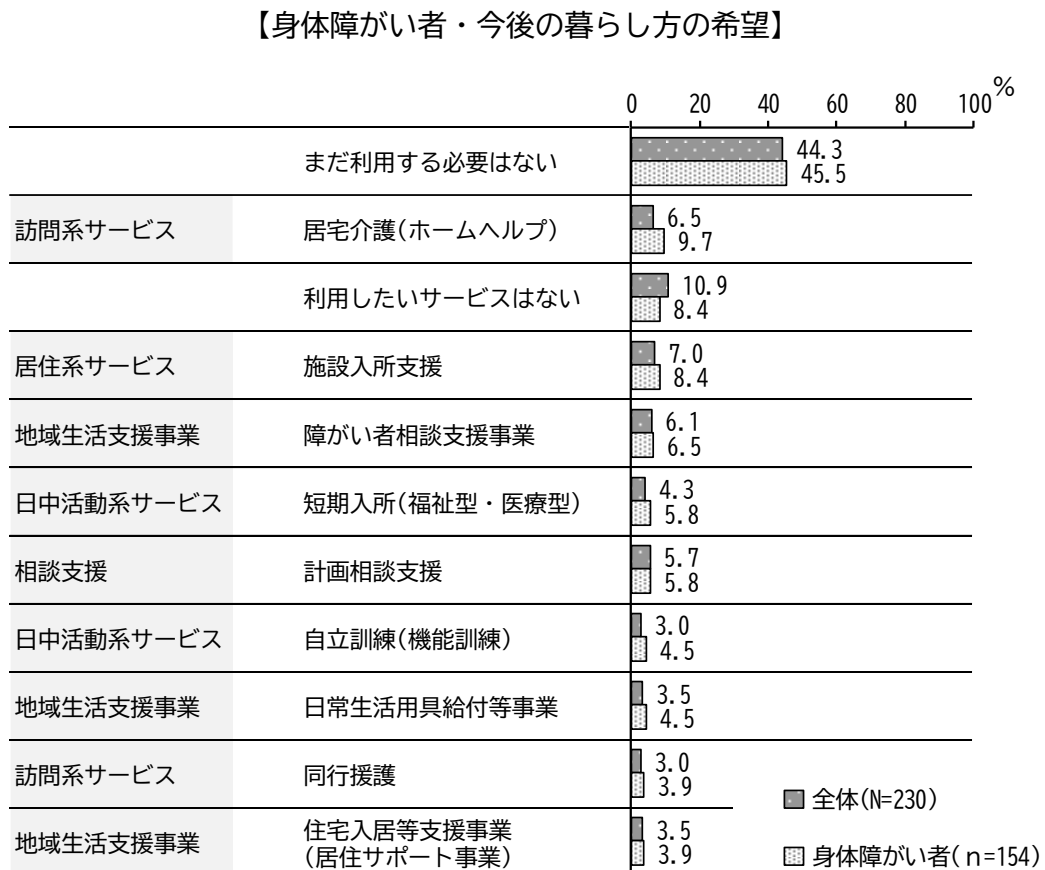
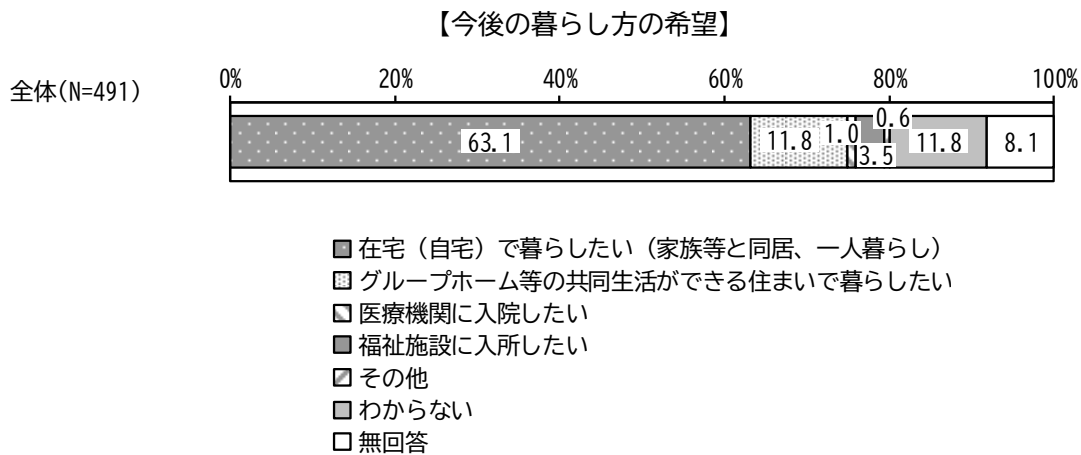


資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

【障がい種別・困っていることや将来に対する不安】

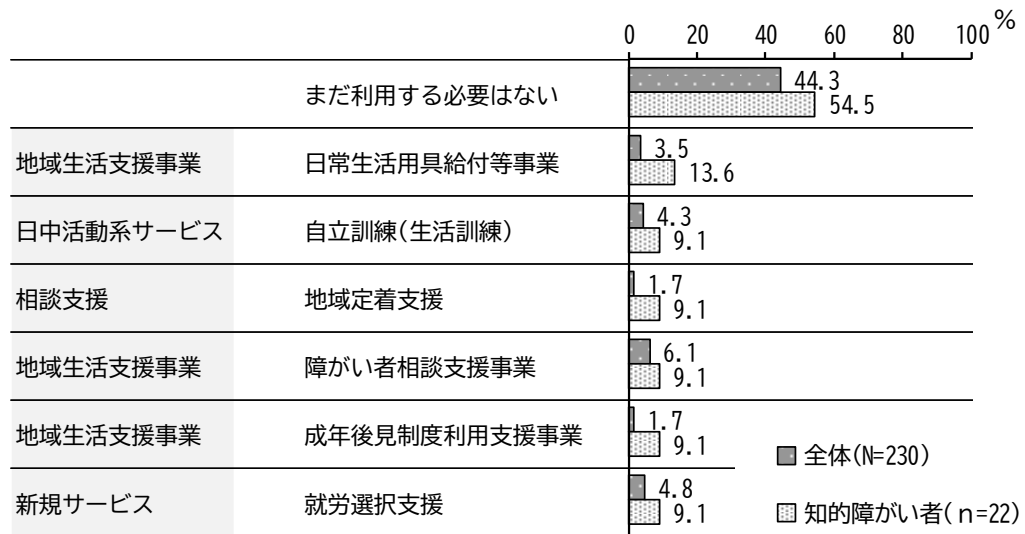


今後の暮らし方については、「在宅(自宅)で暮らしたい(家族等と同居、一人暮らし)」が63.1%と最も高くなっています。また、福祉サービスを利用していない障がいのある人の利用意向をみると、身体障がい者では、「居宅介護(ホームヘルプ)」(9.7%)、知的障がい者では「日常生活用具給付等事業」(13.6%)、「地域定着支援」「障がい者相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「就労選択支援」(9.1%)、精神障がい者では「就労選択支援」(11.3%)などが挙がっています。



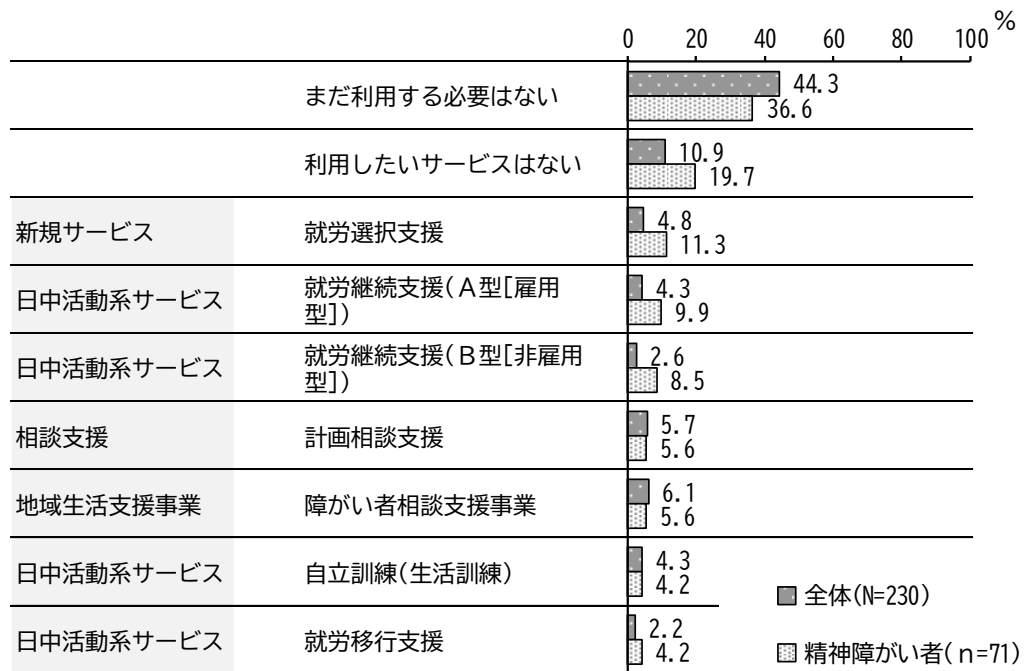
資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

【知的障がい者・今後の暮らし方の希望】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

【精神障がい者・今後の暮らし方の希望】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

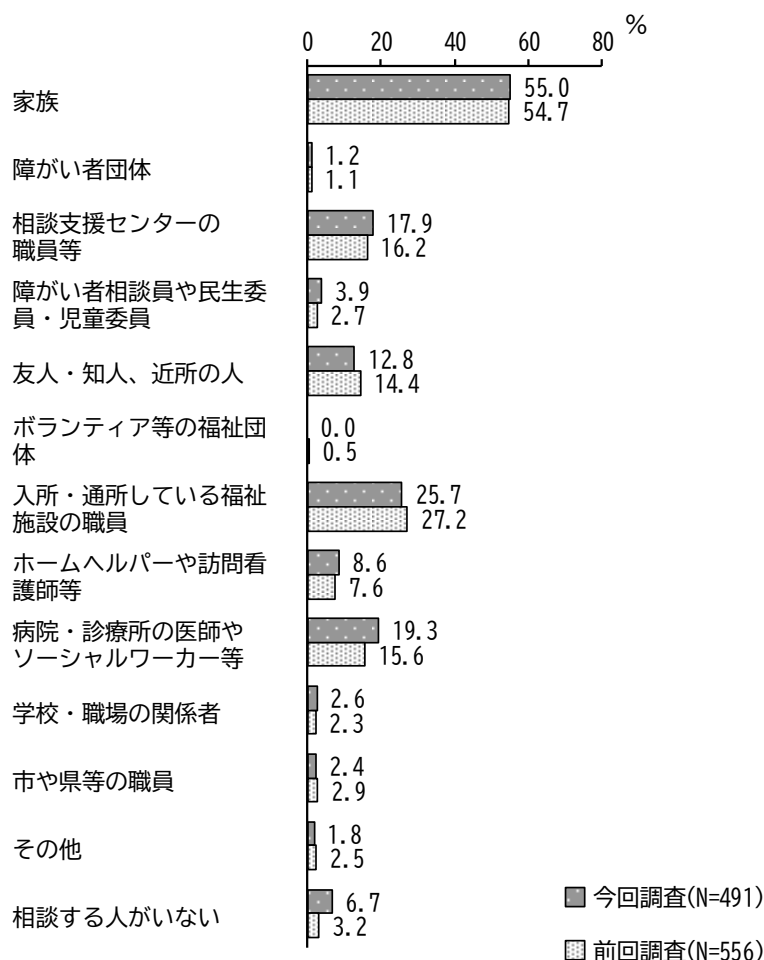
福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、地域移行も踏まえた、障がい者の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

また、サービスの提供にあたっては、障がい者の人権を尊重し、一人ひとりの障がいの状況や障がいの特性に応じた専門性の高い支援が提供できる人材の育成が必要です。

さらに、障がい者が生活のニーズに合った、適切なサービスを利用できるよう、障がい者ケアマネジメント体制や、それらを担う人材の確保等を支援していく必要があります。

18歳以上のアンケート調査では、現在の生活の中で困っていることや不安・悩みについての相談先について、「家族」が55.0%と最も高く、次いで、「入所・通所している福祉施設の職員」(25.7%)、「病院・診療所の医師やソーシャルワーカー等」(19.3%)となっています。前回調査と比較すると、「病院・診療所の医者やソーシャルワーカー等」、「相談支援センターの職員等」等に増加がみられます。また、「相談する人がいない」も増加がみられます。

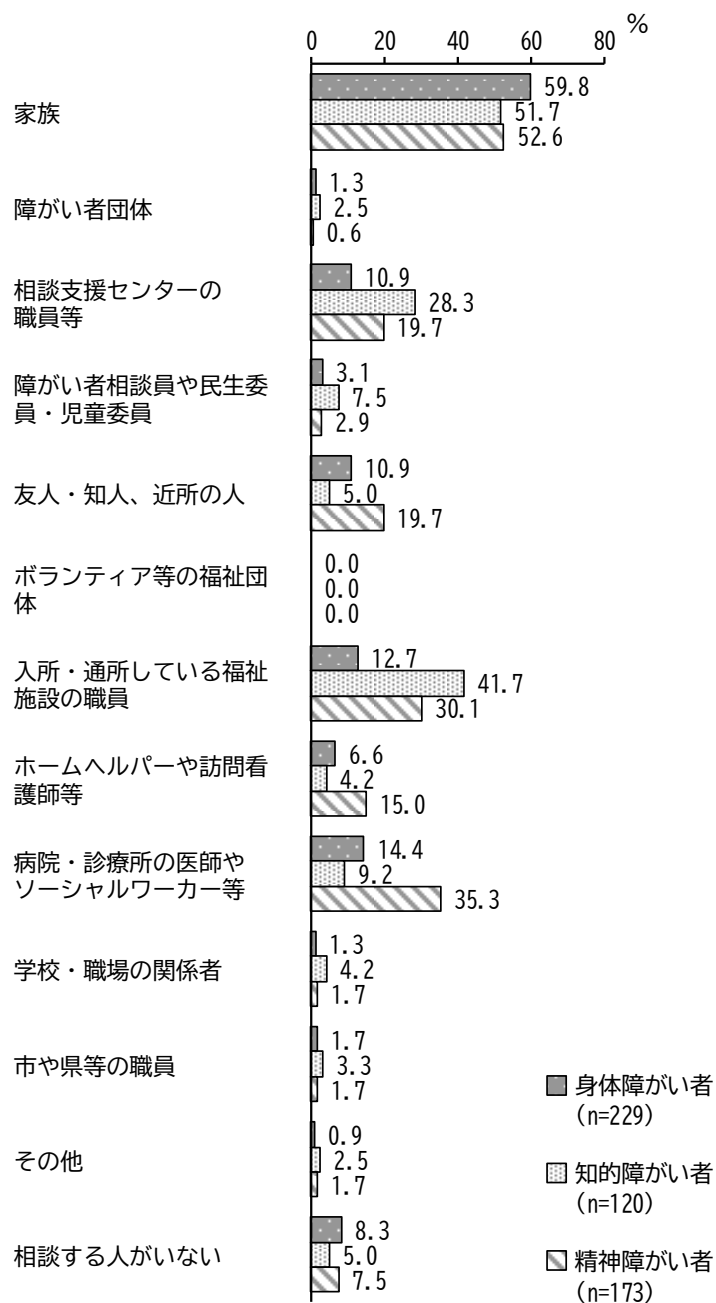
【生活の中で困っていることの相談先】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

障がい種別にみても、「家族」の割合がそれぞれの障がい者で最も高くなっています。また、身体障がい者では家族以外の割合が全体的に低くなっています。

【障がい種別・生活の中で困っていることの相談先】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していく必要があります。

施策の方針と具体的な取組

(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。

また、家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）についても正確に把握し、適切な支援の充実に努めます。

- ① 訪問系サービス・日中活動系サービス等の充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 移動支援の充実
- ④ 地域活動支援センターの充実
- ⑤ 地域生活支援拠点等の整備
- ⑥ 日常生活用具・補装具の給付
- ⑦ 福祉電話・緊急通報装置などの給付
- ⑧ 介護保険や高齢者福祉サービス等の活用
- ⑨ 福祉サービスなどを行うボランティア団体・NPOへの活動支援
- ⑩ 家族支援（ヤングケアラーを含む）《新規》

（２）住まいの確保や居住支援サービス等の充実

障がいのある人が地域の中で安心して生活できる「住まい」を確保し、住み続けられるために、地域移行支援・地域定着支援を推進します。医療機関や施設、相談支援事業所を中心に連携を図り、住まいの確保だけでなく日中の過ごし方まで含めた支援体制の構築に努めます。

- ① 居住系サービス・訪問系サービス等の充実
- ② 一般住宅への入所支援
- ③ 地域生活移行のためのネットワーク構築
- ④ 住宅の確保及び住宅・建築物のバリアフリー化

（３）相談支援体制の充実

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障がい福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

- ① 障がい者相談支援事業の充実
- ② 障がい者相談員等の活用
- ③ 総合相談窓口の充実

（４）経済的な支援の充実

障がいのある人にかかわる各種年金や「特別障害者手当」「障害児福祉手当」等の各種制度の周知と利用促進を図ります。

また、障がいのある人の経済的負担を軽減するための各種割引・減免等の制度の周知に取り組めます。

- ① 各種制度の周知と利用促進

施策の柱 2 保健・医療の充実

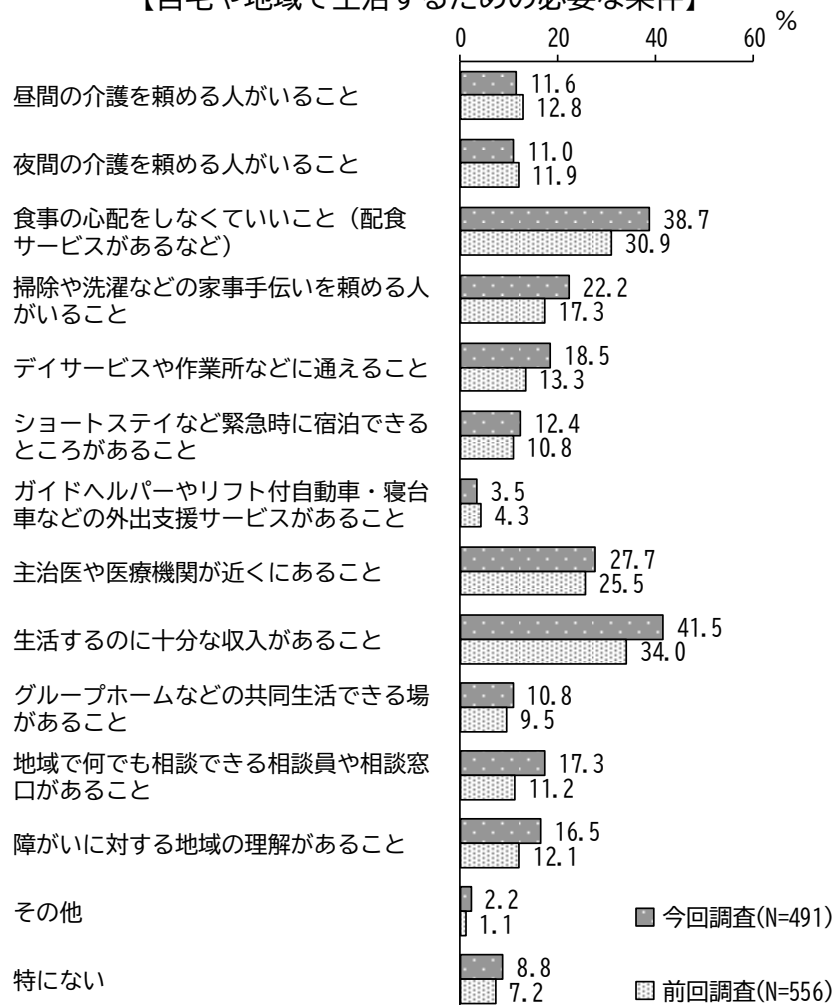
< 現状と課題 >

本市では、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療に取り組んでいます。

また、障がいのある人が身近な地域において必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を目指しています。さらに、医療費助成の周知により、経済的負担への配慮にも努めています。

アンケート調査では、自宅や地域で生活するために必要な条件について、「主治医や医療機関が近くにあること」(27.7%)が上位に挙がっています。

【自宅や地域で生活するための必要な条件】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要なこどもが増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

施策の方針と具体的な取組

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療 ———●

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療に取り組みます。乳幼児健診等の機会を通じ、適切な支援や療育につなげます。

生活習慣病の予防と早期発見を図るため、特定健診・特定保健指導やがん検診に関し、市民が受診しやすい環境を整えるなど受診促進に努めます。

- ① 健診等の充実
- ② 発達等について支援が必要な乳幼児に対する相談支援の充実
- ③ 生活習慣病予防対策の充実

(2) 保健・医療の充実

障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

また、医療的な支援が必要なこどもに対して適切な支援を行うため、重度の障がい者や医療的ケア児のニーズの把握に努めます。

- ① 地域医療体制の整備
- ② リハビリテーションの充実
- ③ 保健・医療を支える人材の育成・確保
- ④ 重度障がい者等への支援《新規》
- ⑤ 医療的ケア児への支援《新規》

(3) 精神保健・医療の適切な提供

精神に障がいのある人に対する、地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上に努めます。

また、精神疾患の予防と早期発見の機会の確保・充実を図り、適切な支援につなげるため、相談体制の充実に努め、こころの健康づくり対策を推進します。

- ① 精神保健・医療の適切な提供

(4) 医療費負担軽減制度の周知

障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、医療機関等と連携しながら、自立支援医療等の医療費の公費負担・助成制度について周知し、医療費負担の軽減を図ります。

- ① 医療費助成の周知

施策の柱 3 療育・教育の充実

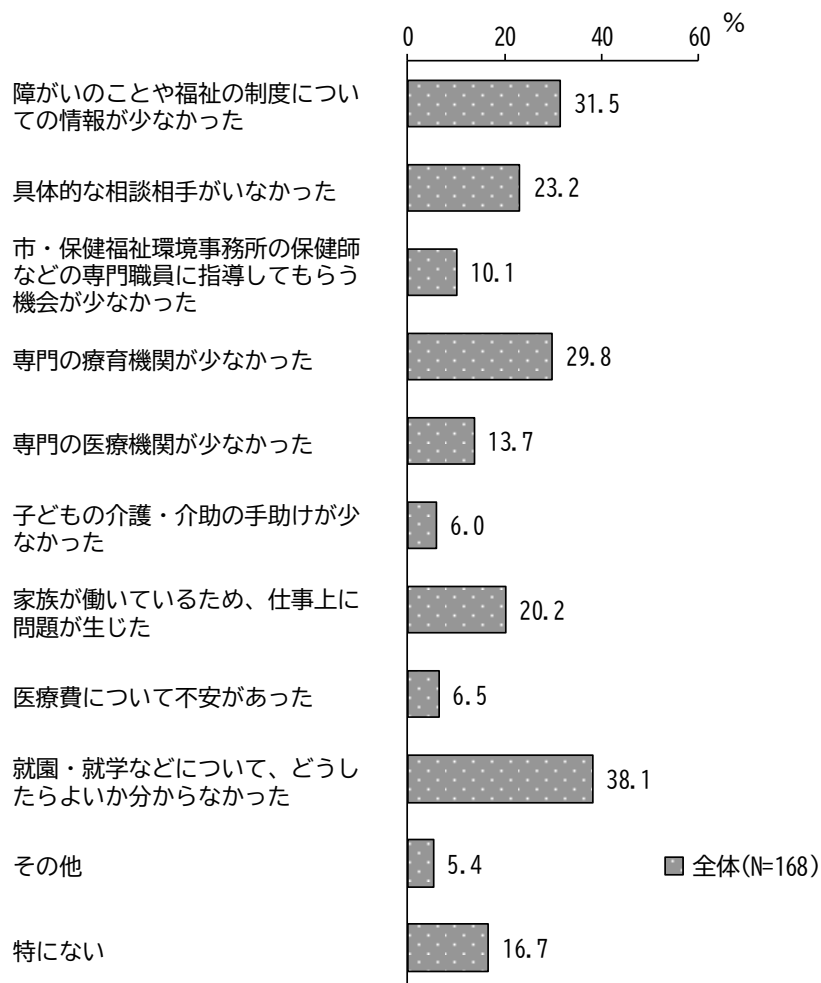
< 現状と課題 >

本市では、障がいの早期発見・早期支援に取り組み、出生から切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいます。

また、障がいのあるこども一人ひとりの能力や障がいにあった教育支援や教育の内容、相談体制の充実を図るとともに、発達障がいを含めた様々な障がいに関する情報を周知し、早期発見と適切な療育・保育の利用の促進につなげています。

18歳未満のアンケート調査では、お子様の障がいの状況について診断・判定を受けた時の苦労、悩み、不安について「就園・就学などについて、どうしたらよいか分からなかった」が38.1%と最も高く、次いで、「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」(31.5%)、「専門の療育機関が少なかった」(29.8%)となっており、一人ひとりの障がいに応じた適切な療育を提供していくことが重要です。

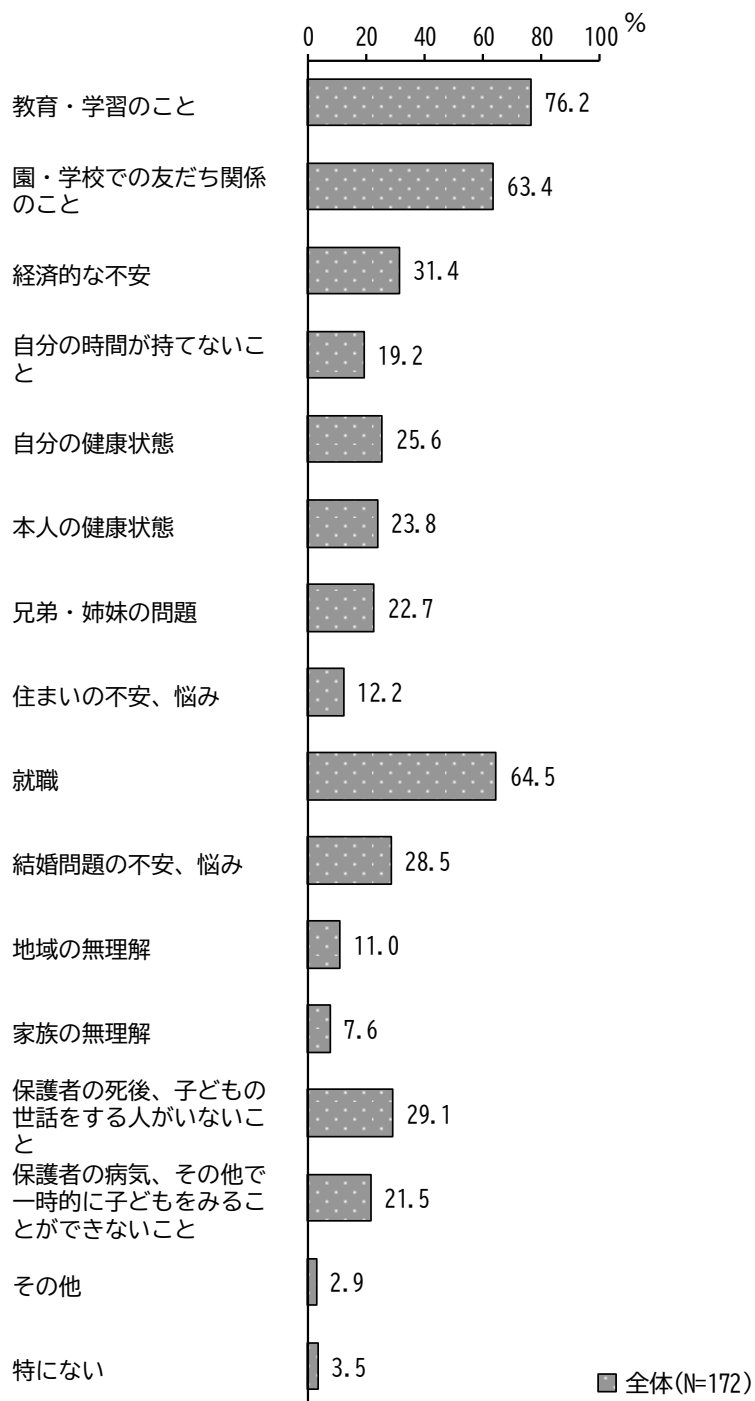
【診断・判定を受けた時の苦労、悩み、不安】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

また、子どもを育てていくうえで困っていることや将来に対する不安・悩みについて、「教育・学習のこと」が76.2%と最も高くなっています。

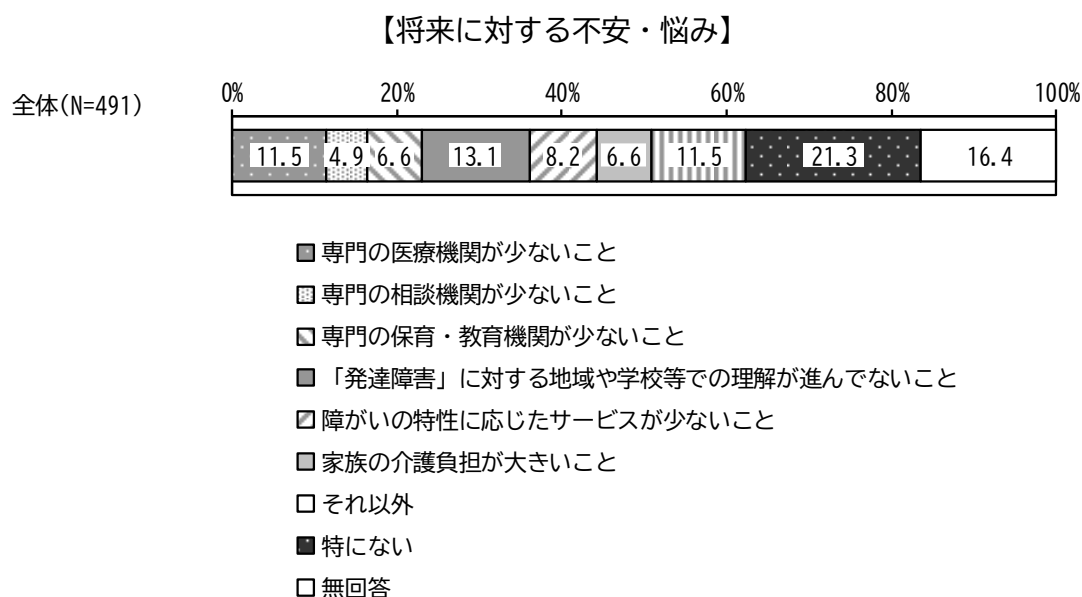
【将来に対する不安・悩み】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

すべての児童・生徒の教育的ニーズに適した教育・指導ができるよう、教員等の障がいに関する専門性の向上や受入体制の充実等も必要です。また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。

アンケート調査によると、発達障がいの診断を受けているこどもを育てる保護者が困っていることは、「発達障がいに対する地域や学校等での理解が進んでいないこと」や「専門の医療機関が少ないこと」などがあがっており、周囲の理解や相談先が少なく、悩んでいる状況がみられます。発達障がいを含めた様々な障がいに関する情報の周知や、障がいの早期発見と適切な療育・保育を受けられるような環境づくりを進めていく必要があります。



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関する
アンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

施策の方針と具体的な取組

(1) 療育・保育の充実

障がいの早期発見・早期支援に取り組み、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える体制の整備を図ります。

また、専門職や保健師等による保育所への巡回訪問事業を実施し、保育士へのアドバイスや保護者への相談支援に努めます。

- ① 療育事業の充実
- ② 障がい児保育の充実
- ③ 巡回相談の拡充

(2) 義務教育などの充実

障がいのある子ども一人ひとりの能力や障がいにあった教育支援や教育の内容、相談体制の充実を図ります。

また、障がいのある児童・生徒が安心して生活を送ることができるよう、小学校・中学校の校舎等の施設・設備充実に努め、バリアフリー化を推進し、教育環境の維持・改善を図ります。

- ① 就学時健康診断の充実
- ② 就学相談・就学指導の充実
- ③ アシスタントティーチャーの配置
- ④ スクールアドバイザー事業の拡充
- ⑤ 通級指導教室の充実
- ⑥ 教育環境の整備
- ⑦ インクルーシブ教育システムの推進
- ⑧ 行橋市特別支援教育推進会議の開催

(3) 発達障がい等への支援

発達障がいを含めた様々な障がいについて、広報を活用した周知・啓発や研修会等の実施により、正しい知識の普及と理解促進に努めます。

療育手帳の取得が難しい発達障がいのある人や子どもが、必要な障がい福祉サービス等を利用しやすいよう、個別に検討し、利用の促進を図ります。

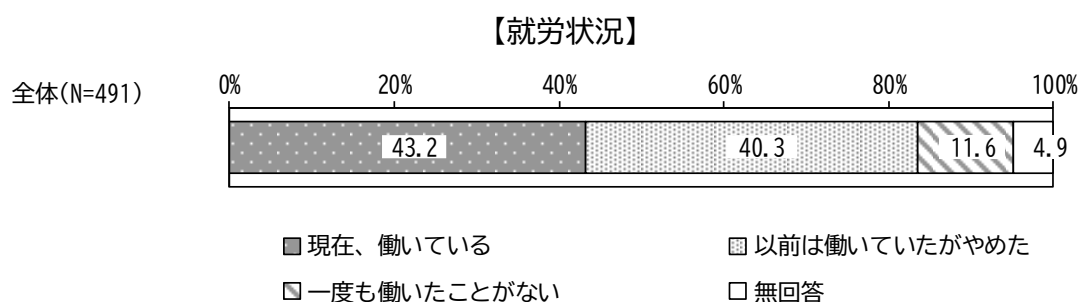
- ① 発達障がい等についての啓発
- ② 専門機関との連携強化
- ③ 発達障がいに対する障がい福祉サービス等の利用の促進

施策の柱 4 雇用・就労、経済的自立の支援

< 現状と課題 >

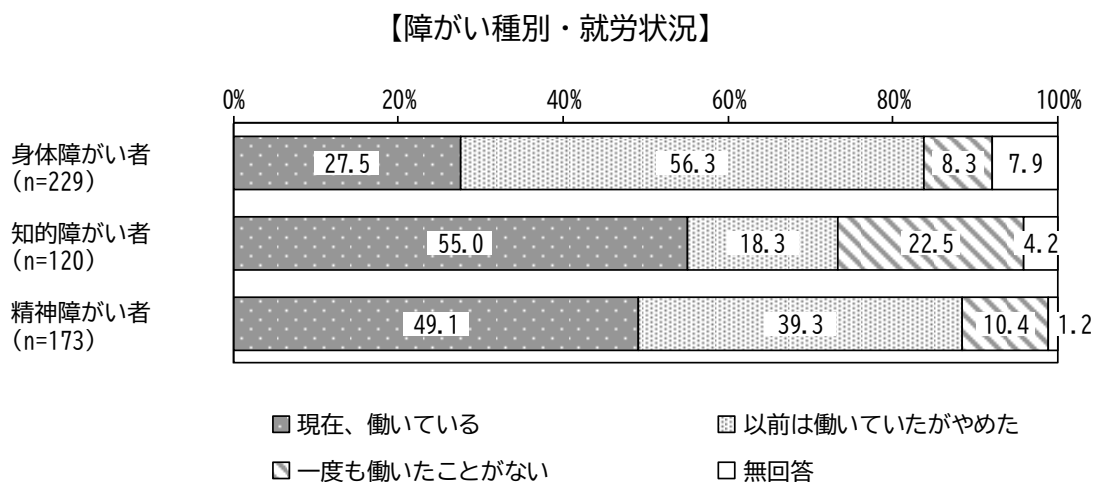
本市では、地域の関係機関と連携し、企業等に対する啓発や情報提供、職場定着に向けた総合的な就労支援に取り組んでいます。また、障がいのある人の雇用促進、多様な就労機会の確保だけでなく、福祉的就労の底上げ、各種制度の周知・利用の促進による経済的自立に向けた支援を行っています。

18歳以上のアンケート調査では、就労状況について、「現在、働いている」が43.2%と最も高く、次いで、「以前は働いていたがやめた」(40.3%)、「一度も働いたことがない」(11.6%)となっています。



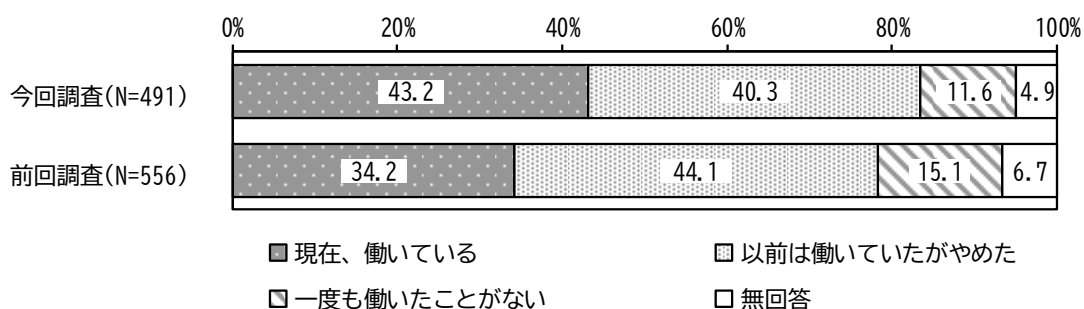
資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

障がい種別にみると、身体障がい者は、「以前は働いていたがやめた」が56.3%と最も高く、知的障がい者、精神障がい者では、「現在、働いている」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、「現在、働いている」の割合が増加しています。



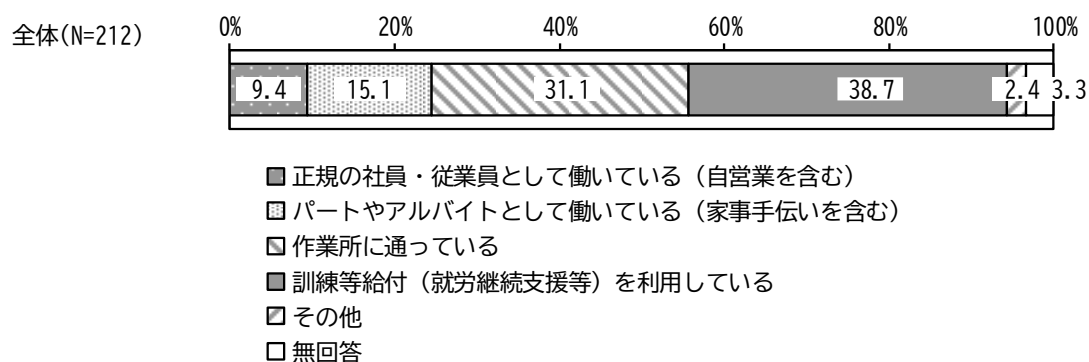
資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

【就労状況・前回比較】

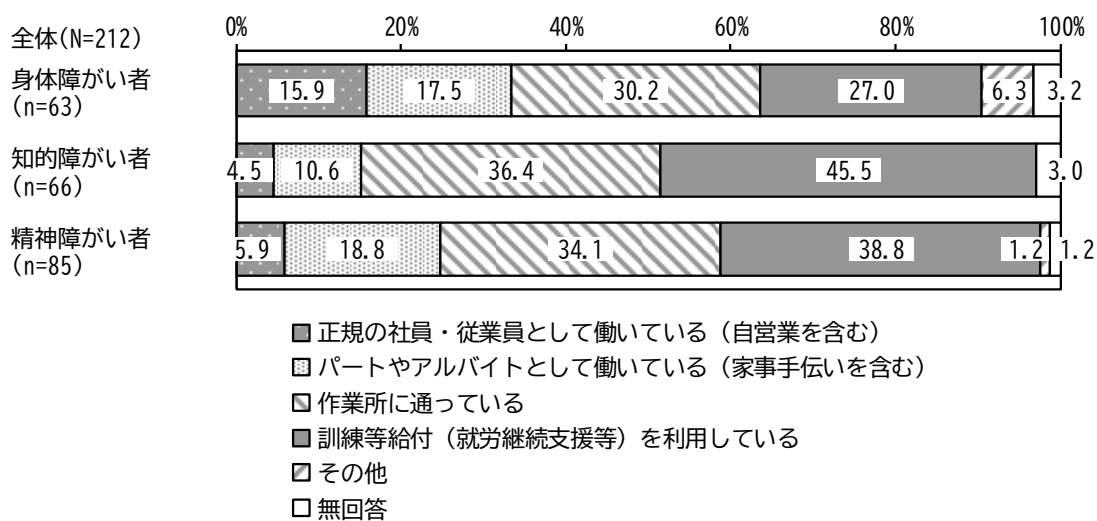


就業形態については、「訓練等給付(就労継続支援等)を利用している」が38.7%と最も高く、次いで、「作業所に通っている」(31.1%)、「パートやアルバイトとして働いている」(15.1%)となっています。障がい種別にみると、身体障がい者では「正規の社員・従業員として働いている(自営業を含む)」の割合が他の障がいに比べて高くなっています。

【就業形態】



【障がい種別・就業形態】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

また、現在の仕事のことで悩んでいることや困っていることについて、「収入が少ない」が43.9%と最も高く、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」(9.0%)となっています。障がい種別にみると、精神障がい者の「収入が少ない」が51.8%と他の障がいに比べて高く、前回調査と比較すると、「収入が少ない」の割合が増加しています。

【仕事の悩み・全体、障がい種別】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関する
アンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう多様な就労の場が必要です。

また、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方針と具体的な取組

(1) 総合的な就労支援

障がいのある人の雇用の現状・課題・制度など、必要な事柄を施設職員が企業に対して直接伝えることのできる場を設けるなど、一層の理解促進に努めます。

また、障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般就労や就労先への定着に向けた支援を実施します。

- ① 企業等への啓発
- ② 職場定着に向けた就労支援の充実

(2) 多様な就業の機会の確保

障がいのある人が障がいの特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、就労継続支援施設等において、就労の場の確保を図ります。

また、障害者法定雇用率を達成している企業等に対して、業務委託等の際の優遇措置について検討し、障がいのある人の雇用を促進します。

- ① 障がいのある人の雇用の拡大
- ② 多様な就労機会の確保
- ③ 障害者雇用率達成企業等の優遇

(3) 経済的自立の支援

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであるため、障がいのある人の能力や適正に応じた就労の場を確保します。また、障がいのある人の経済的負担を軽減するための各種割引・減免等の制度の周知を図ります。

- ① 福祉的就労の底上げ
- ② 各種年金・手当、減免制度の充実

第3章

すべての人の生活が守られるまちづくり

施策の柱 1 生活環境の整備

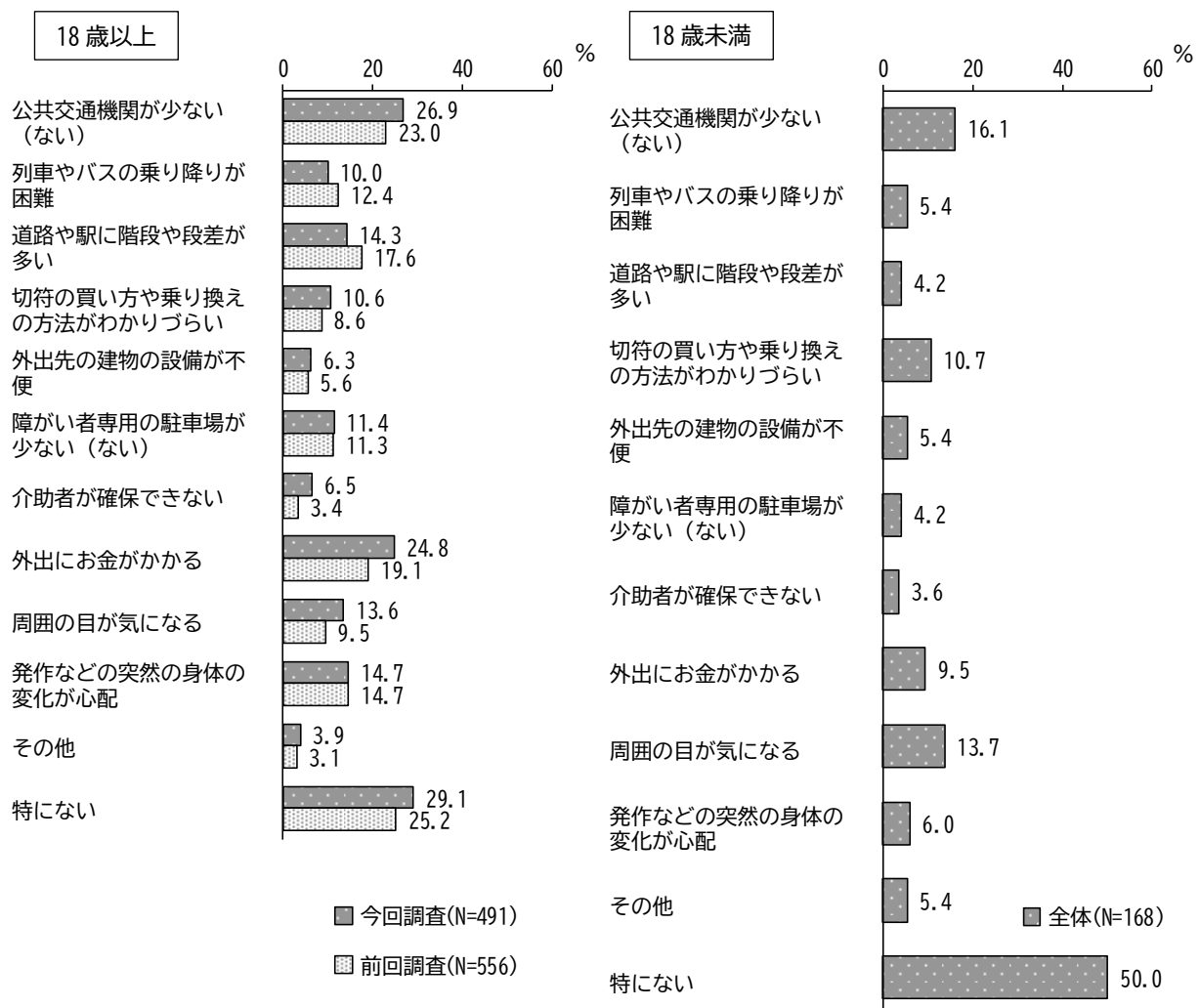
< 現状と課題 >

本市では、すべての人にとって利用しやすい公共施設等の整備・改善に取り組んでいます。

また、誰もが安心・安全に外出できる環境づくりに努め、福祉のまちづくりに関する「心のバリアフリー」を推進しています。

アンケート調査では、外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ない(ない)」が上位にあがっています。また、18歳未満では「周囲の目が気になる」の意見も挙がっています。

【外出時の困りごと】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

今後、障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であるとともに、心のバリアフリーの考え方やバリアフリーに関するソフト施策の推進方策などの検討が必要となっています。

施策の方針と具体的な取組

(1) 誰もが使いやすい公共施設等の整備

公共施設のバリアフリー化の推進とあわせて、民間事業者に対しても施設のバリアフリー化が進むよう支援や働きかけを行います。

また、指定管理者と連携を密にし、今後とも施設環境整備を行い、民間活力を活用したサービスの充実・向上を図ります。

- ① 市庁舎のバリアフリー化
- ② 地域の公共施設のバリアフリー化
- ③ 指定管理者制度による施設環境の向上
- ④ 民間施設へのバリアフリー化協力要請

(2) 安心・安全な生活環境の整備

障がいのある人に優しい施設の整備等、快適な生活環境を整え、地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉的なまちづくりを推進します。

また、公共交通機関と連携し、障がいのある人や高齢者等の利用に配慮した整備・改善を図ります。

- ① 歩行空間などのバリアフリー化
- ② 交通安全施設等の整備
- ③ 公共交通機関との連携

(3) 「心のバリアフリー」の推進

関係機関が連携して、公共施設等のユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりの推進に取り組みます。地域や学校等、様々な場で情報提供・啓発、教育を行うなど、「心のバリアフリー」に取り組み、ハードとソフトの両面でのやさしいまちづくりを推進します。

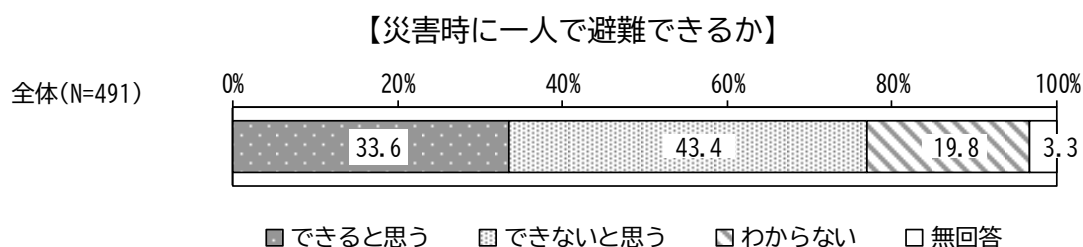
- ① 「心のバリアフリー」の推進

施策の柱 ② 災害対策・防犯対策の推進

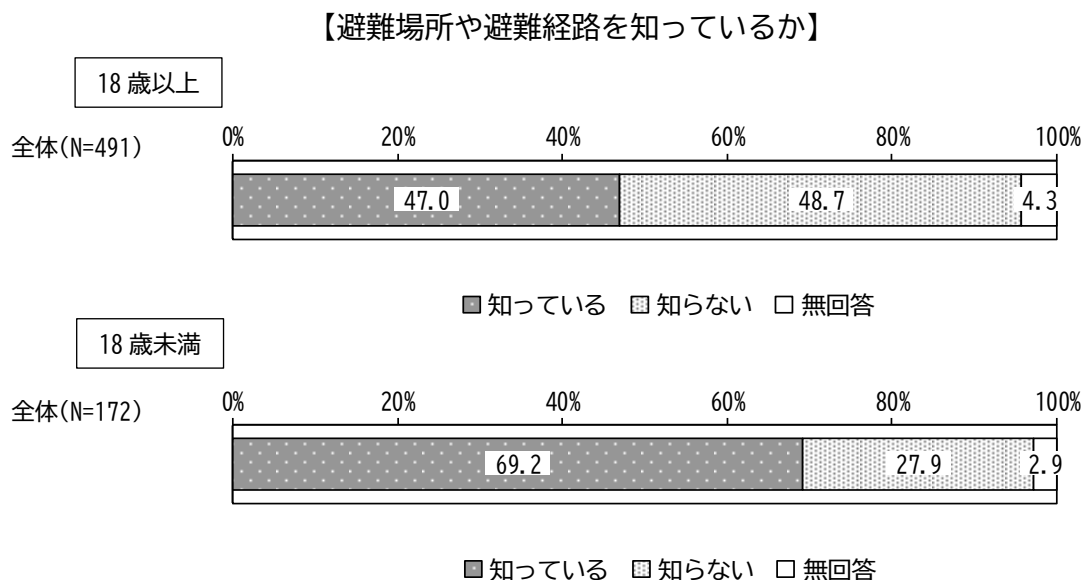
< 現状と課題 >

本市では、引き続き地域での自主防災組織づくり等の防災対策の推進に向けて取り組んでいます。また、災害時の避難場所及び避難方法等の周知、避難行動要支援者支援台帳への登録を促進し、避難支援体制の強化を図っています。さらに、地域の関係機関等との連携により、障がいのある人の犯罪被害防止に向けて取り組んでいます。

18歳以上のアンケート調査では、災害時に一人で避難できないと思うと回答した人が4割を超えています。また、避難場所や避難経路を知っていると回答した人は、障がいのある人（18歳以上）では47.0%、障がいのある児童（18歳未満）では69.2%となっており、十分に周知されているとはいえません。

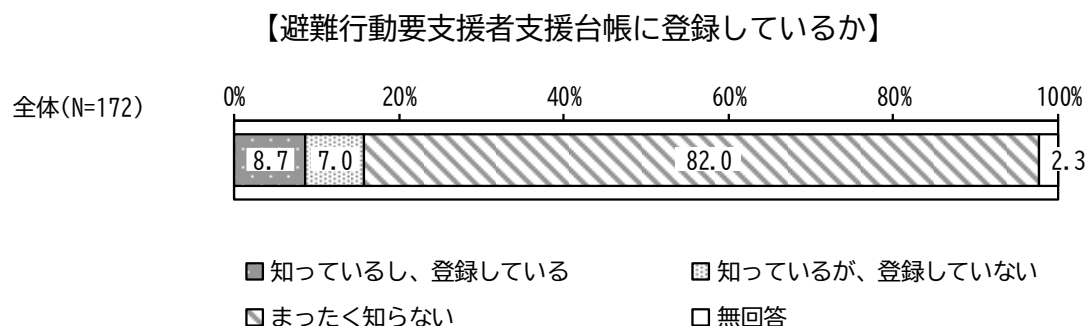


資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

また、避難行動要支援者支援台帳に登録している人は1割程度となっており、制度や登録方法などの周知等が必要です。



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関する
アンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

今後、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

また、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

施策の方針と具体的な取り組み

(1) 防災対策の推進

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、災害時における避難活動をはじめ、災害に強いまちにするため、自治会や消防団組織等と連携して、地域住民を主体とした「自主防災組織」の全自治区での設立に努めるとともに、自主防災組織づくり等の防災・防犯対策を進めます。

① 自主防災組織づくりの推進

(2) 避難支援体制の強化

災害時の避難を地域で支援できるよう、避難行動要支援者避難行動支援プラン（個別避難計画）の作成や、災害情報の提供や避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

- ① 避難行動要支援者支援対策の推進
- ② 障がいのある人に配慮した避難場所の整備
- ③ 緊急時通報手段の確保

(3) 防犯対策の強化

地域の関係機関等との連携により、障がいのある人が犯罪被害に遭わないように地域での見守りを強化するなど、地域の防犯体制を強化します。

また、判断能力が不十分な人や視覚障がいや聴覚障がいのある人の犯罪や消費者トラブル被害を未然に防ぐため、イベントや広報などで情報を提供し、防犯意識を高めて犯罪被害等の未然防止に努めます。

- ① 地域の防犯体制の強化
- ② 犯罪被害等の未然防止

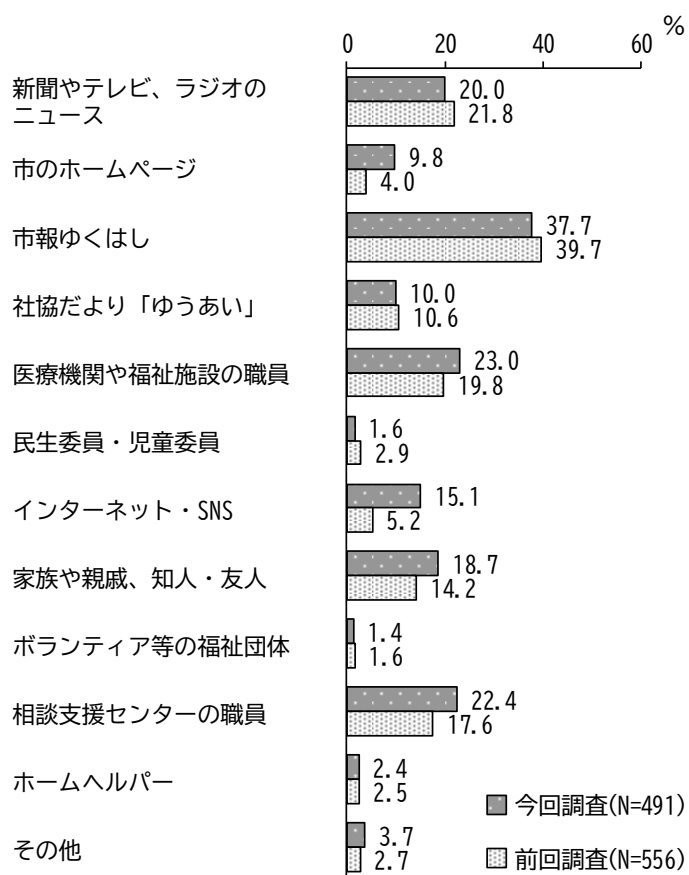
施策の柱 ③ 情報アクセシビリティの推進

< 現状と課題 >

本市では、障がいの特性に配慮した情報提供の充実に取り組んでいます。また、障がいのある人のコミュニケーション支援を充実し、自立と社会参加の促進を図っています。

アンケート調査では、障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先は、「市報ゆくはし」とする回答が上位にあがっており、「市報ゆくはし」が37.7%と最も高く、次いで、「医療機関や福祉施設の職員」(23.0%)、「相談支援センターの職員」(22.4%)となっています。前回調査と比較すると、「市のホームページ」、「インターネット・SNS」の割合が大きく増加しています。

【障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。また、ＩＣＴを活用した複数の手段の情報提供に努めていくとともに、障がい者が情報難民にならないよう、身近なツールとしてスマートフォンの利用促進等、講習会の機会提供に取り組んでいく必要があります。

日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じた情報提供方法の充実が必要です。

施策の方針と具体的な取組

(１) 様々な方法による情報提供の充実

障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、複数の手段を活用し、障がいの特性に応じた情報提供サービスの充実に努めます。

また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。

- ① 広報や出前講座等での情報提供
- ② 点訳・音訳による情報提供
- ③ インターネット等による情報提供
- ④ 地域で自立している障がいのある人等に関する情報提供
- ⑤ 情報提供・意思疎通の支援《新規》

(2) コミュニケーション支援の充実

障がいのある人の日常生活や社会生活において、社会参加のためのコミュニケーション手段を確保することは重要であることから、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保、ＩＣＴの利活用など、障がいのある人の情報・コミュニケーション支援の充実に努めます。

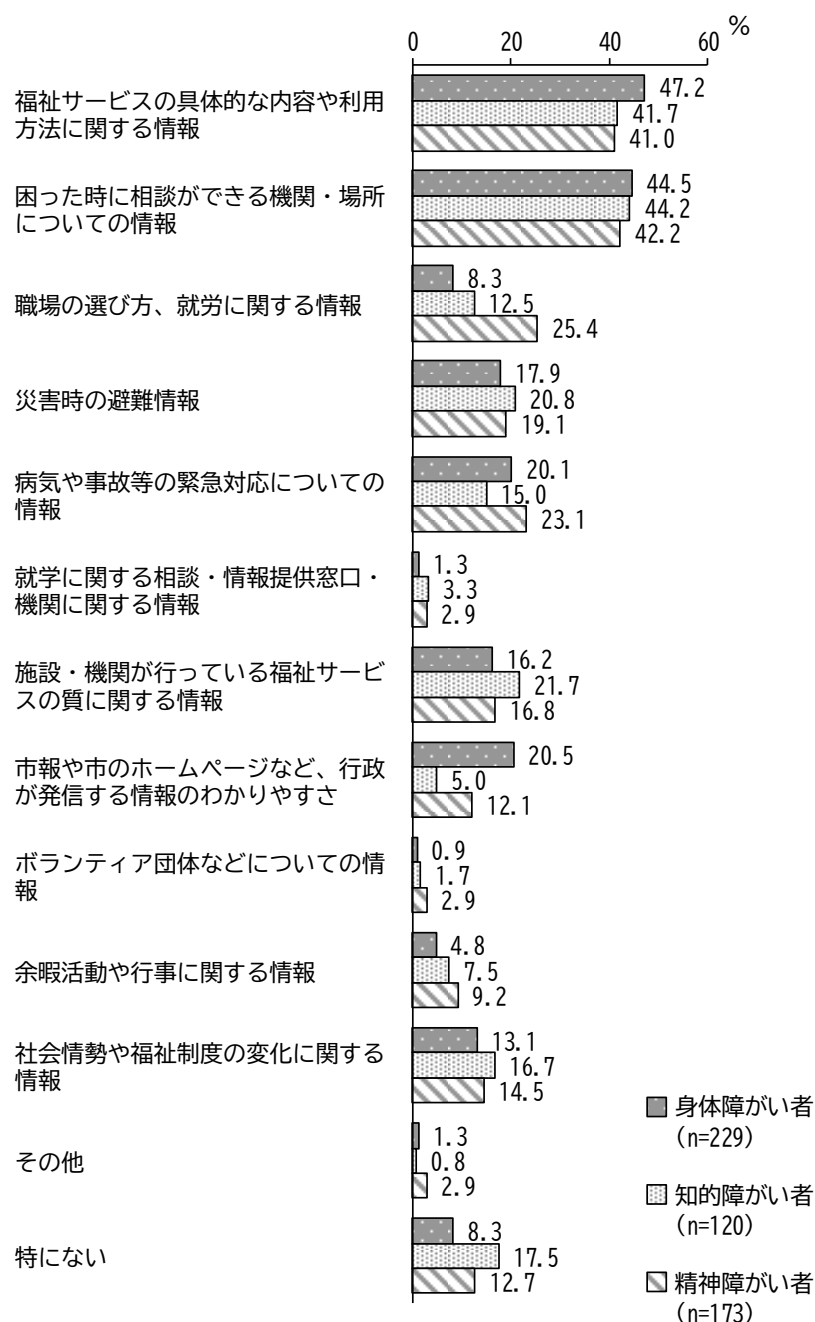
- ① 手話通訳者の設置・派遣
- ② 手話通訳・要約筆記ボランティアの育成
- ③ ヘルプカードの利用促進
- ④ ＩＣＴ機器やソフトの整備

施策の柱 4 行政等における配慮の充実

< 現状と課題 >

アンケート調査では、今後、知りたい情報、充実して欲しい情報について、身体障がい者では、「市報や市のホームページなど、行政が発信する情報のわかりやすさ」が他の障がいと比較して高くなっています。

【今後、知りたい情報、充実して欲しい情報について】



資料：行橋市 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関するアンケート調査調査結果報告書 令和6年3月

今後も、行政手続等における合理的配慮の充実を図るとともに、市のホームページ等における障がいのある人に配慮した情報発信に努める必要があります。

施策の方針と具体的な取組

(1) 行政手続等における合理的配慮の充実

行政機関等における事務手続きにおいて、障がいの特性に応じ、合理的配慮を行います。また、市職員対応の向上に向け、障がいのある人への配慮及び理解の促進等に努めるとともに、候補者情報の提供、投票所のバリアフリー化等、選挙等における配慮に努めます。

- ① 行政機関等の事務・事業における合理的配慮
- ② 市職員の障がいに対する理解の促進
- ③ 選挙等における配慮

(2) 行政における情報アクセシビリティの向上

市のホームページ等においては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即し、障がいのある人に配慮した情報発信に努めます。

また、障がいのある人が地域で安心して生活を送るため、災害などの情報や避難情報が確実に伝わるよう、緊急通報体制の整備を推進します。

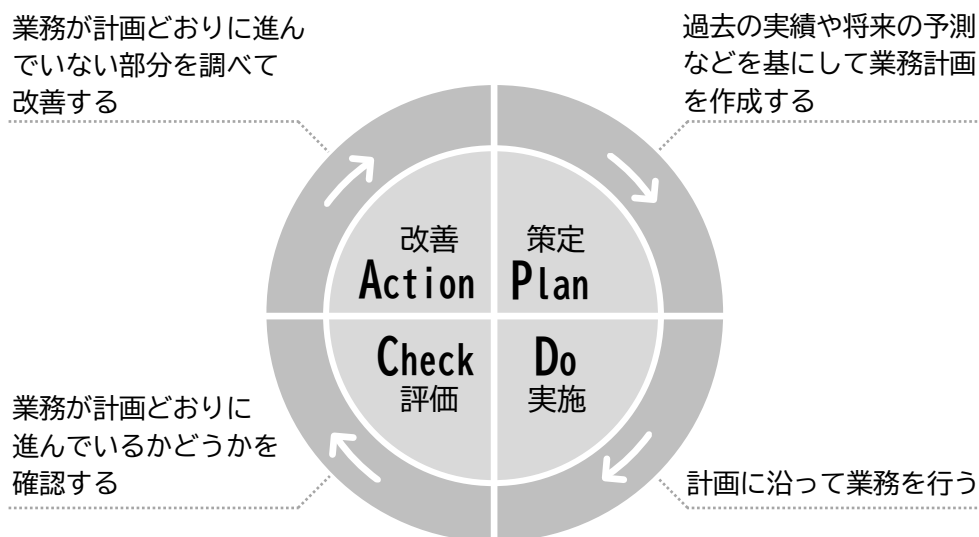
- ① 市ホームページ等における障がいのある人に配慮した情報発信
- ② 緊急時における情報提供の整備

第4章

計画の推進

1 計画の点検・評価と進行管理

障がい者関係団体の代表、保健、医療、福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「行橋市地域自立支援協議会」において、計画の全体的な実施状況の点検・評価を定期的に実施し、進行管理を行います。



2 市民・関係団体等との協働体制づくり

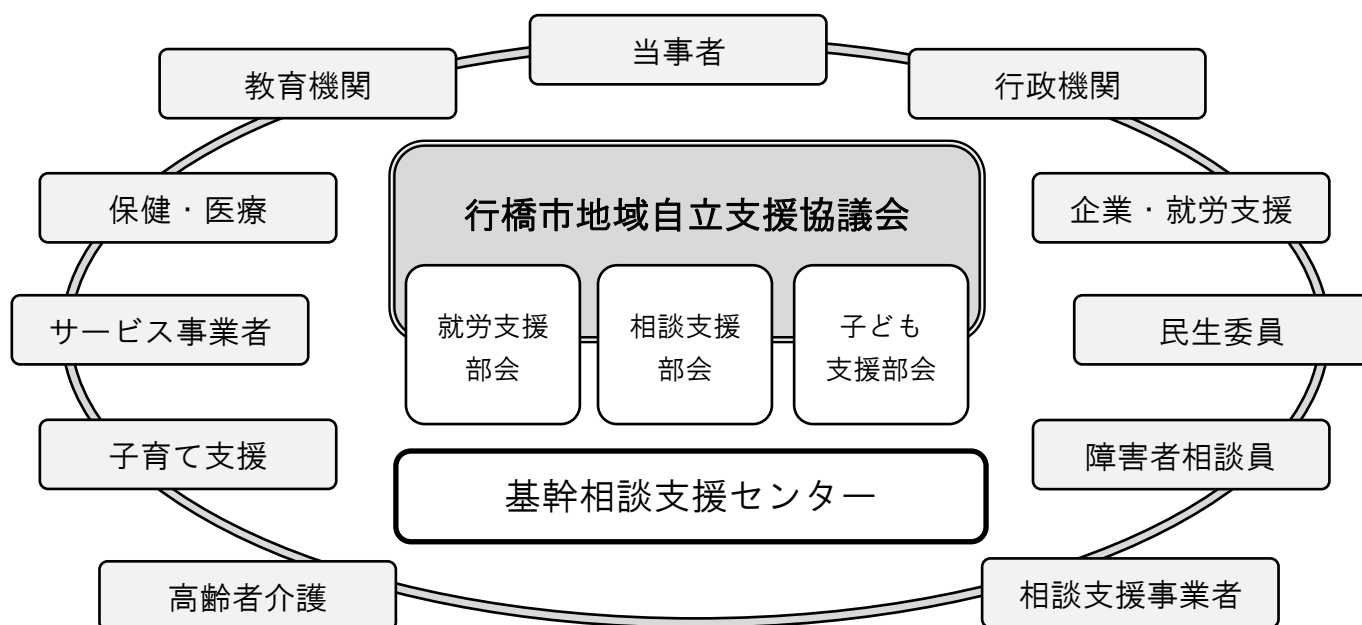
この計画は、行政だけの取り組みだけではなく、市民や地域の関係団体・機関等と協力して取り組む必要があります。

本市では、行橋市地域自立支援協議会の専門部会として「就労支援部会」「相談支援部会」の2部会を設置し、庁内関係各課及び地域の関係機関・団体が連携して、各分野の課題解決に向けて取り組んできました。

さらに、障がいのある児童を支援する専門部会として「子ども支援部会」を設置し、市や医療、保健、教育機関、保育、障がい福祉など各関係機関が連携し、医療的ケア児支援にも対応できる協議の場を設けています。

障がいのある人を取り巻く課題は、行政だけで解決できるものではありません。このため、今後とも各専門部会を中心に、地域の関係機関等と連携・協働して、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに取り組んでいきます。

【障がいのある人の地域生活を支えるネットワーク（イメージ）】



※専門部会については、必要に応じて新たな部会を設置する

資 料 編

1

計画策定の経緯

期日	内容
2023年（令和5年） 8月28日～9月12日	障がい者・障がい児実態調査の実施
2025年（令和7年） 1月21日	令和6年度 第1回行橋市地域自立支援協議会 ・行橋市障がい者福祉長期計画（第3期）中間見直しについて
2025年（令和7年） 2月7日	令和6年度 第2回行橋市地域自立支援協議会 ・行橋市障がい者福祉長期計画（第3期）中間見直し素案及び パブリックコメント原稿案について
2025年（令和7年） 3月5日	令和6年度 第3回行橋市地域自立支援協議会 ・パブリックコメントを踏まえた本市の方針

平成19年10月1日告示第95号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する事業（次条第1号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、行橋市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議調整に関すること。
- (4) 市の障がい福祉計画等の策定に関する事項を調査、審議し、市長に報告すること。
- (5) その他相談支援体制の整備に関し、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる定員内で市長が委嘱する。
- 3 協議会の委員に欠員が生じたときは、速やかに後任の委員を委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があるときは、協議会の会議に有識者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 会長は、第2条に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、地域の実情に応じた多様なかたちで実施し、検討事項については協議会

に報告・提案を行うことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部地域福祉課障がい者支援室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(施行前の準備)

2 この告示を施行するために必要な第3条の規定の準備については、この告示の施行前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

区分	定員
有識者	1名以内
保健医療機関	1名以内
障がい者関係団体	3名以内
関係行政機関	5名以内
各種専門部会の代表	3名以内
民生委員児童委員協議会	1名以内
社会福祉協議会	1名以内
住民代表	1名以内

3

行橋市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

区分	名簿	所属	備考
有識者	辻 和明	北九州リハビリテーション学院	会長
各種専門部会の代表	坂元 利昭	指定特定相談支援事業所 共生の里	副会長
保健医療機関	岩本 治也	福岡県京築保健福祉環境事務所	
障がい者関係団体	田淵 哲朗	行橋市障害者（児）施設連絡協議会	
	加藤 芳教	行橋市身体障害者福祉協会	
	松永 カズミ	行橋市手をつなぐ育成会	
関係行政機関	原田 誠	行橋公共職業安定所	
	篠原 博幸	行橋・京都成年後見センター	
	川上 俊輔	障害者就業・生活支援センター	
	山本 秀吾	仲津高齢者相談支援センター	
	古城 敬三	行橋市教育委員会 指導室	
各種専門部会の代表	山本 浩子	じょぶトレーニング行橋	
	吉田 陽子	放課後等デイサービス オアシス	
民生委員 児童委員協議会	末松 千幸	行橋市民生委員児童委員協議会	
社会福祉協議会	松本 正弘	行橋市社会福祉協議会	
住民代表	時田 保子	住民代表	
オブザーバー	森住 智子	障がい者等基幹相談支援センター	

行橋市障がい者福祉長期計画【第3期】
2019年度（令和元年度）～2028年度（令和10年度）
中 間 見 直 し 版

発 行 年 月 2025年（令和7年）3月
発 行 行 橋市 福祉部 障がい者支援室
〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号
電話：0930-25-1111（代表） F A X：0930-22-7952

障がいのある人もない人も 夢を持って
ともに支えあい ともに生きる 福祉のまちづくり